



観光地域づくり NAVI 2025

地域で活用できる観光振興ガイドブック

令和7年3月 観光立国推進北海道地方省庁連絡会

観光地域づくりNAVI 目的別フローチャート

人を呼びたい



1. 放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業
・海外にアピールしたい ・地域の魅力で知名度アップ



2. 映像コンテンツを活用した地域情報発信
・海外にアピールしたい ・地域の魅力で知名度アップ



3. SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい



4. 北海道酒蔵ツーリズム
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい
・地元の環境を整備したい ・地域の魅力で知名度アップ



5. 酒類業振興支援事業費補助金
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい
・地元の環境を整備したい ・地域の魅力で知名度アップ



6. 国立公園等資源整備事業費補助金
（国立公園核心地利用施設上質化事業）
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい



7. 令和7年度良好な環境を活用した観光モデル事業
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい
・地元の魅力を活用したい



8. 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい



9. 地域観光魅力向上事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい
・海外にアピールしたい



10. 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい
・海外にアピールしたい



11. 地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業
・海外にアピールしたい ・観光誘客を推進したい



12. 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい
・海外にアピールしたい



13. 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本のレガシー形成事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい



14. 観光地域づくり法人の体制強化事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい



15. オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業
・地元の環境を整備したい



16. 宿泊施設インバウンド支援事業
（ストレスフリー環境整備事業）（バリアフリー化促進事業）
・地元の環境を整備したい



17. 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業
・地元の環境を整備したい



18. 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業
・地元の環境を整備したい



19. インバウンド受入環境整備高度化事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい
・地元の魅力を活用したい



20. 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業
・地元の環境を整備したい



21. 持続可能な観光計画の策定推進事業
・地元の環境を整備したい



22. 観光地・観光産業における人材不足対策事業
・地元の環境を整備したい



23. 「交通空白」解消緊急対策事業
・地元の環境を整備したい



24. 交通サービス利便向上促進事業
・地元の環境を整備したい ・観光誘客を推進したい

観光地域づくりNAVI 目的別フローチャート

- 
 25. 交通サービス調査事業
 ・地元の環境を整備したい
- 
 26. 共創モデル実証運行事業
 ・地元の環境を整備したい
- 
 27. MaaSの実装に向けた基盤整備事業
 (地域交通キャッシュレス導入支援事業)
 ・地元の環境を整備したい
- 
 28. MaaSの実装に向けた基盤整備事業
 (地域交通データ化推進事業)
 ・地元の環境を整備したい
- 
 29. MaaSの実装に向けた基盤整備事業
 (混雑情報提供システム導入支援事業)
 ・地元の環境を整備したい
- 
 30. 地域観光資源の多言語解説整備支援事業
 ・地元の環境を整備したい
- 
 31. 公共交通利用環境の革新等事業
 ・観光誘客を推進したい
- 
 32. インフラツーリズム
 ・観光誘客を推進したい
 ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい
- 
 33. 地域雇用活性化推進事業
 ・地元の人を育てたい
- 
 34. 事業承継・M&A補助金
 ・地元の人を育てたい
- 
 35. 中小企業等外国出願支援事業補助金
 ・地元の魅力を活用したい
- 
 36. 地域ブランド確立促進支援事業
 ・地元の魅力を活用したい

- 
 37. INPIT北海道知財総合支援窓口
 ・地元の魅力を活用したい ・新たなサービスに取り組みたい
- 
 38. INPIT加速的支援事業
 ・地元の魅力を活用したい ・新たなサービスに取り組みたい
- 
 39. 小規模事業者持続化補助金
 ・新たな事業に取り組みたい
- 
 40. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・
 充電インフラ等導入促進補助金(うち、充電インフラ導入補助)
 ・新たなサービスに取り組みたい ・エコで知名度アップ
- 
 41. サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金(IT導入補助金)
 ・新たなサービスに取り組みたい
- 
 42. 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金
 ・新たなサービスに取り組みたい ・エコで知名度アップ
- 
 43. エネルギー利用最適化診断等事業
 ・新たなサービスに取り組みたい ・エコで知名度アップ
- 
 44. 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業
 ・新たなサービスに取り組みたい ・エコで知名度アップ
- 
 45. 地域エネルギー利用最適化取組支援事業(省エネお助け隊)
 ・新たなサービスに取り組みたい ・エコで知名度アップ
- 
 46. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
 ・新たなサービスに取り組みたい
- 
 47. 中小企業新事業進出補助金
 ・新たな事業に取り組みたい ・新たなサービスに取り組みたい
- 
 48. 中小企業省力化投資補助金
 ・新たな事業に取り組みたい ・新たなサービスに取り組みたい

観光にかかわる
人を増やしたい

新しいモノ・コト
をつくりたい

観光地域づくりNAVI 目的別フローチャート



49. 商用車の電動化促進事業

- ・新たなサービスに取り組みたい
- ・エコで知名度アップ



50. 社会資本整備総合交付金

- ・社会資本整備中心に行きたい



51. 「かわまちづくり」支援制度

- ・まちづくりをしたい



52. 「観光地域づくり法人(登録DMO・候補DMO)」登録制度

- ・まちづくりをしたい



53. ミズベリング北海道

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



54. かわたびほっかいどう

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



55. シーニックバイウエイ北海道

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



56. みなとオアシス

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



57. 北海道 海の駅

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



58. 北海道マリンビジョン

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



59. 北海道のサイクルツーリズム推進

- ・かわ・みち・みなとを活用した賑わいを創出したい



60. 「わが村は美しくー北海道」運動

- ・農山漁村(むら)を元気にしたい
- ・表彰で知名度アップ



61. 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」

- ・農山漁村(むら)を元気にしたい



62. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

- ・農山漁村(むら)を元気にしたい



63. 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち

- 地域資源活用価値創出整備事業
(定住促進・交流対策型及び産業支援型)

- ・農山漁村(むら)を元気にしたい



64. 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち

- 地域資源活用価値創出推進・整備事業(農泊推進型)
- ・農山漁村(むら)を元気にしたい



65. 手づくり郷土(ふるさと)賞

- ・表彰で知名度アップ



66. 自然環境整備交付金

- (国立公園整備事業・国定公園整備事業)

- ・地域の魅力で知名度アップ



67. 環境保全施設整備交付金(長寿命化対策整備事業)

- ・地域の魅力で知名度アップ



68. 生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)

- ・エコで知名度アップ
- ・観光誘客を推進したい
- ・地元の魅力を活用したい



69. 生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)

- ・農山漁村(むら)を元気にしたい
- ・新たな事業に取り組みたい



70. 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち

- グリーンスローモビリティの導入促進事業
- ・エコで知名度アップ
- ・地元の環境を整備したい

知名度を
あげたい

人が集まる
まちにしたい

観光地域づくりNAVI 目的別フローチャート



71. 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち
交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

- ・エコで知名度アップ
- ・地元の環境を整備したい
- ・まちづくりをしたい



72. 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業)

- ・エコで知名度アップ



73. カーボン・オフセットの実施による地域の魅力づくり

- ・エコで知名度アップ



74. 地域づくり総合交付金(観光レクリエーション振興事業)

- ・地元の環境を整備したい
- ・観光誘客を推進したい
- ・地域の魅力で知名度アップ
- ・地元の魅力を活用したい
- ・地元の人を育てたい



75. JNTOによる主なインバウンド取組支援メニュー

観光地域づくりNAVI 2025

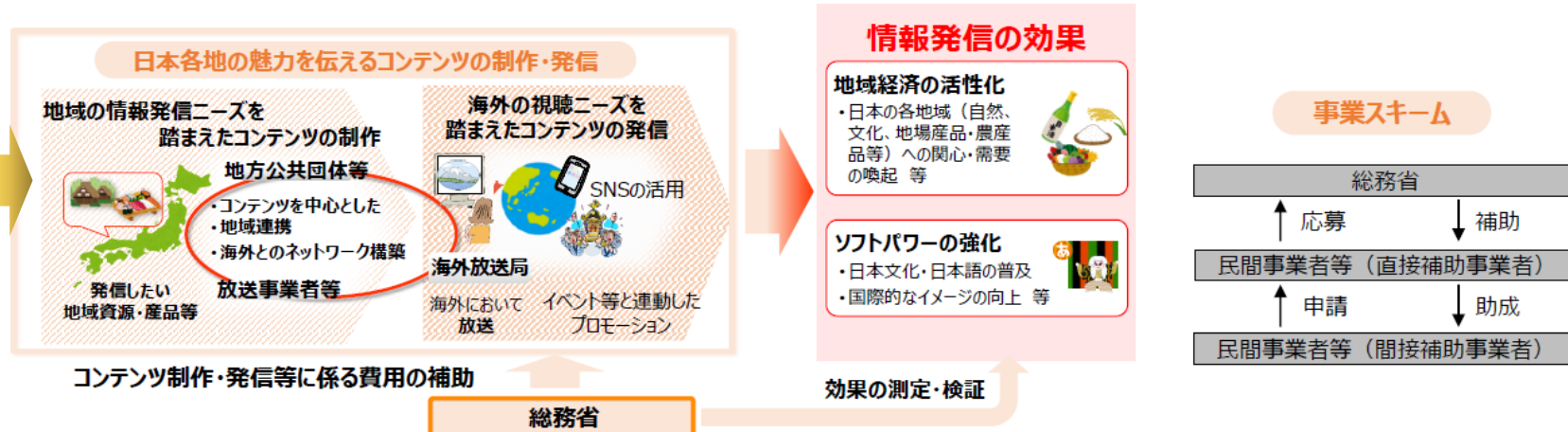
(1)放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業

海外にアピ
ルした
い

地域の魅力で
知名度アップ

- ・概要：道内放送事業者等が自治体や地場産業と連携し、海外の放送局等と地域の魅力を発信するコンテンツを制作・海外発信する取り組みに対して、総務省がその経費の一部を補助します。
- ・対象：法人（ローカル放送局、ケーブルテレビ事業者、番組制作会社等）
- ・補助率：1／2以下（補助額上限：4,000万円以下）
- ・公募期間：令和6年5月13日（月）～6月14日（金） ※受付終了

事業イメージ



お問い合わせ先：北海道総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 TEL:011-709-2311(内線4764)

観光地域づくりNAVI 2025

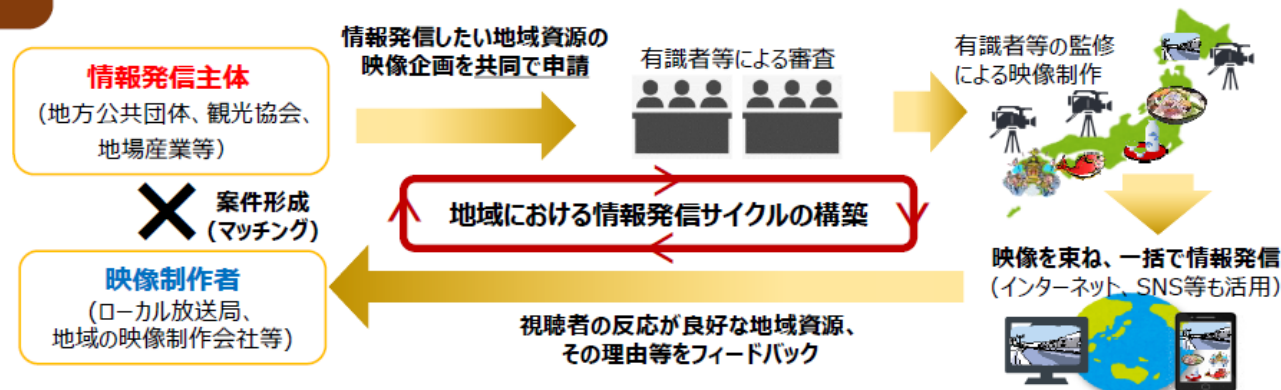
(2)映像コンテンツを活用した地域情報発信

海外にアピール
した い

地域の魅力で
知名度アップ

- ・概要：高いインバウンド効果等が期待できる国・地域・発信媒体を選定・確保し、地方公共団体等と地域の映像制作者が情報通信連携推進課して制作した地域の魅力をPRする映像を一括で、総務省がその経費の一部を補助します。
- ・対象：地域に根ざした団体（地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会、農協・漁協などの事業者団体等）
- ・支援：請負事業者を通じ、映像制作費として最大450万円(税別)を映像制作者に対して支援
- ・公募期間:令和6年7月19日(金)～8月23日(金) ※受付終了

事業イメージ



- ※ 1 令和6年度の発信先媒体、制作映像の種別等は請負事業者が指定するため、現時点では未定。
- ※ 2 制作映像の著作権は総務省に帰属（申請により採択者において使用可）。
- ※ 3 能登半島地震被災地支援措置を設ける予定。

お問い合わせ先：北海道総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 TEL:011-709-2311(内線4764)

観光地域づくりNAVI 2025

セイバー ジャパン (3) SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)

海外にアピール
したい

観光誘客を
推進したい

・概要: 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人を誘客する重点地域を認定し、美味しい日本食が食べられるのは勿論、地域の食文化にも触れることができる旅先として、地域の魅力を磨き上げ、「SAVOR JAPAN」ブランドでの一体的な情報発信を実施し、訪日外国人の誘客を強化します。

・対象: 実行組織 認定の有効期間: 認定日から5年間 (ただし更新は妨げないものとする)

・応募期間: 令和6年6月3日(月)～7月31日(水) **※受付終了**



【認定ロゴマーク】

<イメージ図>



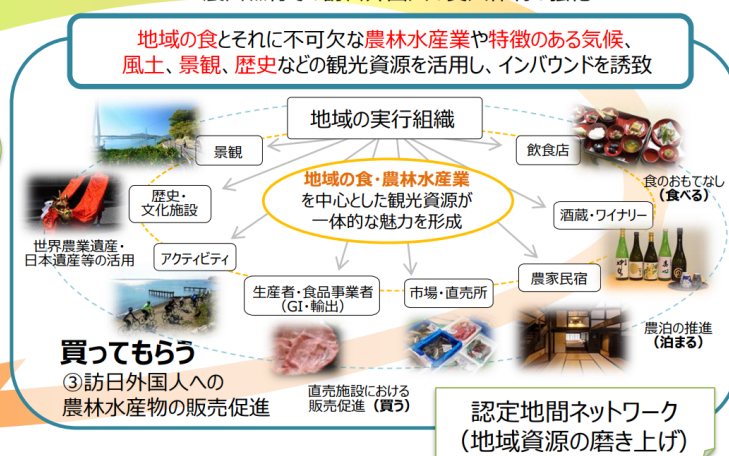
知ってもらふ、来てもらふ

① 認定地域の食・食文化を「SAVOR JAPAN」ブランドとして一体的に魅力発信



食べてもらふ、泊ってもらふ

② 日本食・食文化の「本場」である農山漁村での訪日外国人の受入体制の強化



④ 訪日外国人の更なる増加と輸出等の新たな需要の創出 (好循環の更なる拡大)

北海道の認定地域

網走市 (2022年度認定) 「大自然と生きる北の大地・オホーツク 食の楽園アドベンチャーツアー」



鮭料理、カヤック体験など

実行組織: オホーツク農山漁村活用体験型 ツーリズム推進協議会

帯広地域 (2018年度認定)



「農のフロンティア十勝にて 食・景観を満喫！」

チーズ、畑・ワイナリー見学など

実行組織: 食と農の景勝地・十勝協議会

最新情報はこちらから→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

お問い合わせ先: 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室 ☎ 03-6744-2012(直通)

(4)北海道酒蔵ツーリズム

・概要：北海道には、清酒、ワイン、ビールなどの酒蔵が100場以上あり、風土に合った酒造りを行っています。北海道でどんなお酒が造られているかを知ってもらうため、旅行先などその土地で造られるお酒を体験してもらうため、「北海道酒蔵マップ」を掲載しています。

・対象：観光客

■酒蔵マップには、見学の可否や売店の有無等も掲載しています。

■下記の二次元コードから日本語、英語、中国語の酒蔵マップをご確認いただけます。

二次元コード

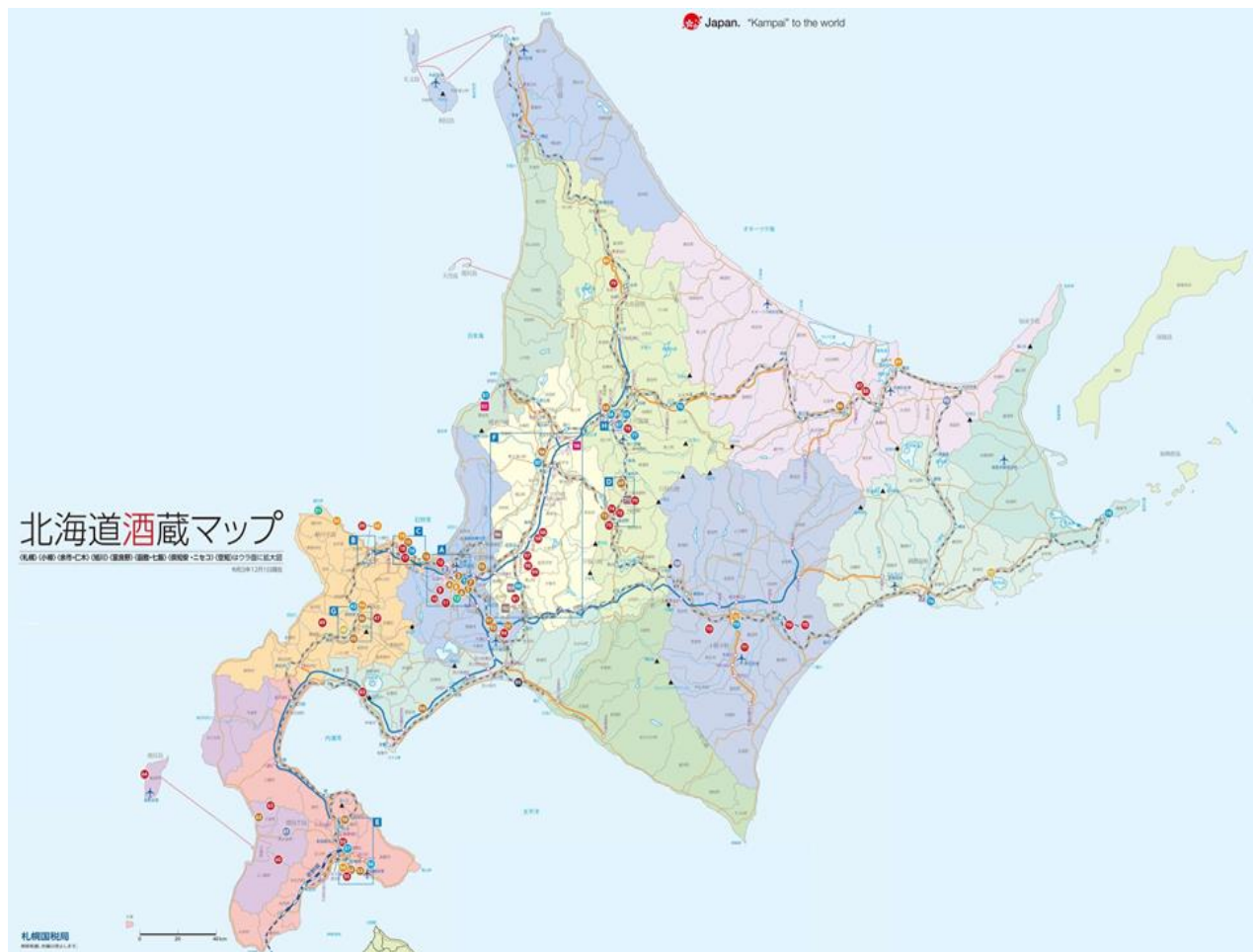


海外にアピール
したい

観光誘客を
推進したい

地元の環境を
整備したい

地域の魅力で
知名度アップ



お問い合わせ先：札幌国税局 酒類業調整官 電話 011(231)5011（内線4503）

観光地域づくりNAVI 2025

(5)酒類業振興支援事業費補助金

海外にアピール
したい

観光誘客を
推進したい

地元の環境を
整備したい

地域の魅力で
知名度アップ

・概要 要：日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組を支援することで日本産酒類の輸出拡大等を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的としています。

・対象者：酒類事業者(製造者、卸売業者、小売業者)又は酒類事業者を1者以上含むグループ

・対象事業：**海外展開支援枠**

(1) 日本産酒類の高付加価値化や海外のニーズを踏まえた新商品開発等、商品のブランド化を推進する取組
(取組例)

- 海外ニーズを踏まえ、強みを活かした海外展開をするための現地調査及びブランド戦略の構築
- 海外のし好に即した新商品開発、新規ブランドの立上げ、そのための調査研究 など

(2) インバウンドによる海外需要の拡大を目的とし、周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進し日本産酒類の認知度向上を図る取組

(取組例)

- 酒蔵自体が観光化の取組を行うことによる、観光客の受け入れ整備や消費拡大につながる取組
- 観光客が、酒蔵等で高付加価値な体験ができる受け入れ環境整備に向けた取組 など

・補助率：補助対象経費の1/2(1件当たり上限：1,000万円、下限：50万円)

※ グループ申請の場合における1件当たりの上限は最大1,500万円

・公募期間：【第1期】 令和7年1月23日(木)～令和7年2月27日(木)

【第2期】 令和7年2月28日(金)～令和7年4月24日(木)



最新情報はこちらから → <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/boshujoho/hojojigyo.htm#a01>

お問い合わせ先：札幌国税局 酒類業調整官 電話 011(231)5011 (内線4504)

(6) 国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園核心地利用施設上質化事業)

海外にアピール
したい

観光誘客を
推進したい

- ・概要: 国立公園の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に対して、支援します。
○インバウンド受入環境整備(多言語サイン、Wi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等)を前提とした外装、内装、設備等の改修
- ・対象: 都道府県(および市町村(間接補助))
- ・補助率: 1/2

多言語解説を取り入れた看板の例



休憩スペース リニューアルの例



最新情報はこちらから→ https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/post_114.html

お問い合わせ先: 環境省自然環境局 自然環境整備課
北海道地方環境事務所 自然環境整備課

TEL:03-5521-8281(内線6698)
TEL:011-299-1956

観光地域づくりNAVI 2025

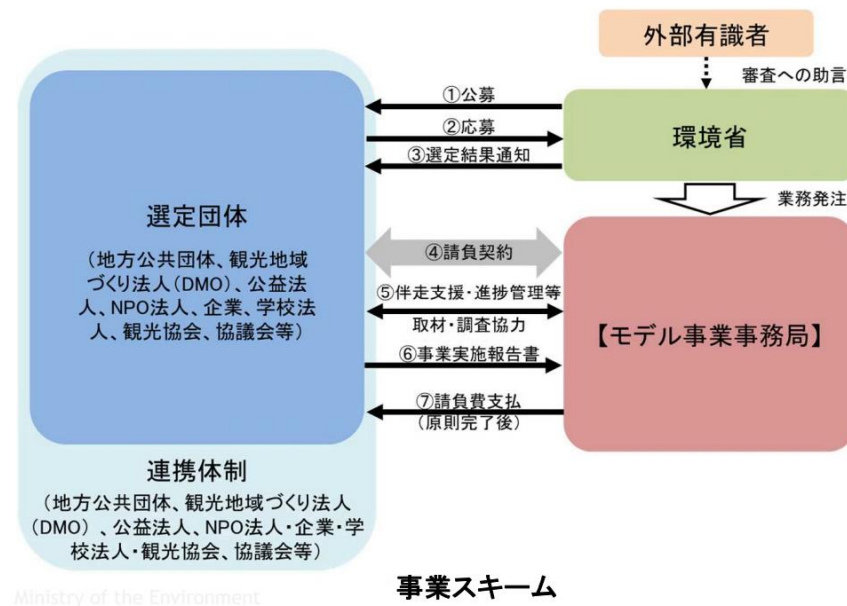
(7)令和7年度良好な環境を活用した観光モデル事業

・概要：豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的に、環境省事業「令和7年度良好な環境を活用した観光推進業務」の一環として、当業務の請負事業者（以下「観光推進業務事務局」という。）と選定団体との請負契約により実施するものです。

・対象：地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)・公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等

・公募期間：~~令和7年1月20日(月)～同年3月7日(金)17:00(必着)~~

※受付終了



詳細はこちらから→https://www.env.go.jp/press/press_04252.html

お問い合わせ先：環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室 TEL: 03-3581-3351
北海道地方環境事務所 国立公園課 TEL: 011-299-1953

観光地域づくりNAVI 2025

(8)地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

海外にアピール
したい

観光誘客を
推進したい

・概要：地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等が実施する、消費意欲旺盛なインバウンド客をターゲットに、我が国が誇る観光資源(自然、文化、食、スポーツ等)を生かした高価格帯商品の造成、地域調達率の高いコンテンツ造成について、販路開拓まで一貫した支援を実施します。

・実施主体：地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等

・支援対象：体験商品造成(※)、備品・設備の導入、プロモーションに係る経費等

※以下類型①～③のいずれかを満たす特別性のある体験商品造成であること。

【①プレミアム型】

特別な機会を活用したより高単価な体験商品であるもの

【②コト消費×モノ消費型】

希少性の高い体験コンテンツ(コト消費)と高付加価値な地域産品・工芸品等の購入(モノ消費)を組み合わせた体験商品であり、地域への高い経済波及効果が期待されるもの

【③規制改革型】

未公開エリア開放や早朝・夜間の活用など規制緩和を行った上、造成される高単価な特別体験商品であるもの

・補助額：1,000万円まで定額(最低事業費1,500万円)

1,000万円を超える部分については補助率1/2(補助上限額：4,500万円)

・公募期間：令和7年2月6日(木)～3月14日(金)12:00 (必着) (※現時点で二次公募は予定していません)

・事業特設サイト：<https://premium-tour.go.jp/>

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 国際観光課 011-290-2723(直通)

各類型イメージ



＜高単価商品の造成による多角化＞
国際スポーツ大会における
選手との特別交流も含む特別観覧席



＜コト消費×モノ消費＞
国指定伝統工芸品『越前和紙』の
グランドマスターとの交流・工房見学



＜貴重な観光資源の特別開放＞
通常飲食不可である特別名勝での
茶懐石体験

観光地域づくりNAVI 2025

(9)地域観光魅力向上事業

海外にアピール
したい

地元の環境を
整備したい

観光誘客を
推進したい

- ・概要：将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施します。
- ・実施主体：地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等
- ・支援対象：・旅行商品等の企画・開発費
・モデルツアー実施費
・専門家からの意見聴取に係る経費 等
- ・補助率：400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
補助上限：1,250万円、最低事業費600万円(最低自己負担額100万円)
- ・公募期間：第一次 令和7年3月3日(月)～4月18日(金)12:00(必着)

※応募時に以下のいずれかの類型を選ぶ必要があります。

➤ 販売型

造成した観光コンテンツを本事業実施期間内に販売することを前提にした取組

➤ 新創出型

新たに観光コンテンツを造成し、本事業終了後に販売開始することを見据えた取組
(本事業実施期間内に販売することも可能)

※「販売型」、「新創出型」の重複応募はできません。

※審査結果によっては、公募時と異なる類型にて採択となる場合があります。

・事業特設サイト：<https://miryoku.go.jp/>

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 国際観光課 011-290-2723(直通)



地域固有の自然資源の活用
(北海道美瑛町：インフラ・ジオツーリズム)



歴史・文化に関する地域資源の体験化
(三重県伊勢市：お伊勢さんについて学ぶ文化観光インタープリテーション)



地域に根ざす伝統工芸や
生業の観光活用
(岐阜県高山市：飛騨漆塗り体験)



閑散期の新たな魅力の創出
(沖縄県宮古島市：冬の星空観測)

(10) 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

- 概要：持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的な支援を行う。
- 対象者：登録DMO、地方公共団体
※登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体に限る。



＜過年度事業における取組＞
広域DMOである北海道観光機構と宗谷地域が連携し、地域の魅力を活用した外国人向けのコンテンツを造成。

補助対象事業	支援イメージ	補助率
①調査・戦略策定	データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援	定額 (上限1,000万円)
②滞在コンテンツの充実	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援	事業費の1/2※
③受入環境整備	二次交通情報の検索システムや、観光地の案内アプリの整備等を支援	事業費の1/2※
④旅行商品流通環境整備	旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援	事業費の1/2※
⑤情報発信・プロモーション	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援	事業費の1/2※

※継続事業については2年目：2/5、3年目以降：1/3

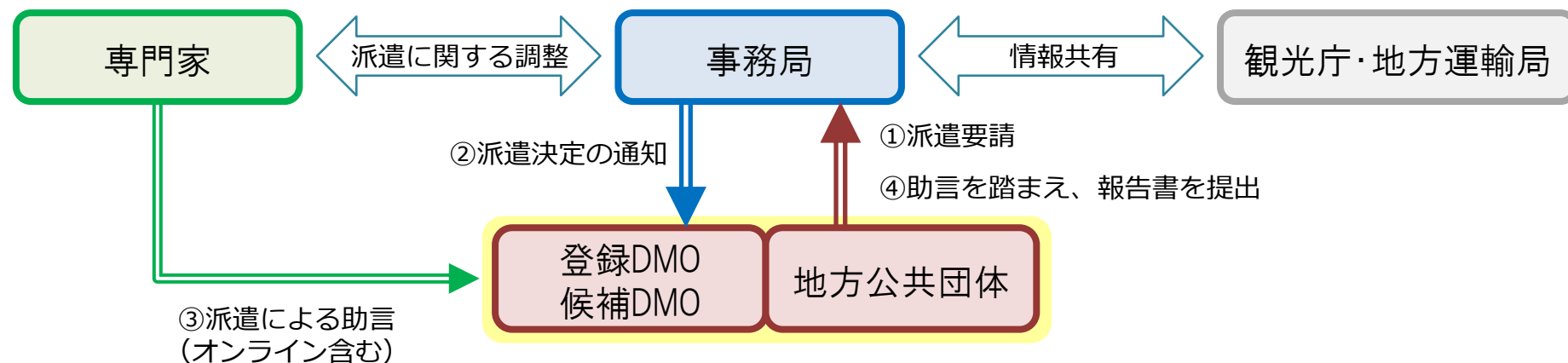
観光地域づくりNAVI 2025

(11)地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業

海外にアピール
したい

観光誘客を
推進したい

- ・事業概要：広域周遊観光促進に取り組む登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対して専門家を派遣し、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見、施策展開への助言、地域の関係者のスキル向上への支援等により、国内外の旅行者の地方誘客に向けた地域の取組みを支援。
- ・対象者：登録DMO、候補DMO、地方公共団体（以下「DMO等」という。）
- ・支援内容：（1）DMO等の派遣要請を基に、事務局（株式会社JTB 霞が関事業部）が適切な専門家を選定。
（2）専門家が派遣要請をしたDMO等に対し、助言・指導を実施。（訪問又はオンライン）
- ・事業実施期間：~~令和6年5月22日（水）～令和7年2月24日（月）~~ ※受付終了



詳細はこちら → <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/expert-haken.html>

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722（直通）

観光地域づくりNAVI 2025

(12)国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

地元の環境を
整備したい

観光誘客を
推進したい

海外にアピール
したい

- ・ 概要 : インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援。
- ・ 対象者 : 観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者 等
※地域の関係者が一体となって国際競争力の高いスノーリゾートとして
目指す姿及びその実現に向けて必要な取組を定める「形成計画」が必要。
- ・ 対象事業 : ○スキー場インフラの整備
○スノーコンテンツやアフタースキー・
グリーンシーズンのコンテンツ造成
○受入環境整備
○外国人対応可能なインストラクターの確保
○二次交通の確保
○情報発信
- ・ 補助率 : 事業費の1/2
- ・ 公募期間 : ~~令和7年2月17日(月)～3月28日(金)~~
※受付終了

<事業イメージ>



索道設置位置・コース構成の
見直し



スノーエスカレーターの導入



ICゲートシステムの導入



多言語看板の設置

詳細はこちら → https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo04_00015.html -

お問い合わせ先 : 北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722(直通)

(13) 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本のレガシー形成事業

- 概要：持続的な観光地経営の実現を図るためには、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるレガシー（観光資源）形成が重要。
地方運輸局等が実施主体となり、地方公共団体等と連携して、実現可能性調査やプラン作成を行い、レガシー形成に向けた取組を支援。
- 作成主体：自治体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会等 ※自治体の関与・参画必須

レガシー形成の考え方

- ① 地域において最も輝いていた時代の建築物や文化を面的に再現し、活用していく取組
- ② 地域で脈々と受け継がれてきた自然・景観、食、文化、遺産（日本遺産、重要文化財、伝統技術等）等を、面的に又は線で再現し、活用していく取組
- ③ 地域における自然・景観、食、文化、人（住民）と、アートなど新しく創出した資源との融合により、地域に人々を惹きつける取組
- ④ シンボリックで一点豪華主義なものを創出していく取組



歴史的建築物の保存・整備と観光拠点等への活用(神奈川県伊勢原市)

・公募期間：~~令和7年2月20日(木)～3月12日(水)~~ ※受付終了

詳細はこちら → <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kankou/legacy.html>

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722(直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(14)観光地域づくり法人の体制強化事業

地元の環境を整備したい

観光誘客を推進したい

- 概要：全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の体制を強化します。

補助対象事業	支援イメージ	補助率
①外部専門人材の登用	・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備 ・インバウンドに関するデータ分析・誘客/観光消費戦略の策定 ・外国人旅行者に選考される魅力的なコンテンツの開発・強化 ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション	定額 上限1,500万円
②中核人材の確保及び育成	・採用活動 ・他のDMOとの人材交流 ・先進的な海外観光地域への視察 ・研修・セミナー等の受講	定額 上限500万円
③安定的な財源の確保	- i 安定的な財源の確保のための計画の策定 - ii 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催の取組に係る費用	定額 上限 i 500万円 上限 ii 200万円

- 対象：観光地域づくり法人(登録DMO)、地方公共団体
- 公募期間：**未定**（昨年参考）令和6年2月2日(金)～令和6年3月4日(月)

詳細はこちら → https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000263.html

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722(直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(15)オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

地元の環境を整備したい

概要：国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻す中、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するための地域の実情に応じた取組に対し支援を行います。

・補助対象事業者：

【類型① 地域一体型】 地方公共団体、DMO 【類型② 実証・個別型】 地方公共団体、DMO、民間事業者等

※民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須

・公募期間：一次公募 令和7年2月17日(月)～3月14日(金)12時必着 **※受付終了**

二次公募 本年4月中旬以降開始予定

※申請状況等により一次公募のみで終了する可能性があります

・事業内容

各地域が現在抱えている／今後抱えうるオーバーツーリズムに関する課題について、その未然防止・抑制に向けた様々な取組に対する総合的な支援

【類型①】

地方公共団体／DMOが中心となり、地域の観光関係者や住民の参画を得つつ実施する取組を支援

【類型②】

地方公共団体／DMO／民間事業者等が主体となった取組を支援（民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須）

・補助率等

【類型①】▶1地域あたり400万円まで定額、補助率2/3

※申請主体が持続可能な観光に取り組む地域の場合
(JSTS-Dロゴマークを取得済または取得予定)

▶1/2

(いずれも補助上限額8,000万円)

【類型②】 1/2 (補助上限額5,000万円)



最新情報はここから → <https://overtourism-hojokin.go.jp/>

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課 TEL: 011-290-2700 (直通)

(16) 宿泊施設インバウンド対応支援事業

(① 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業)

概要：訪日外国人旅行者が安心して快適な旅行を満喫できる環境の整備を目的とし、宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力の向上及び生産性の向上による、客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊数の増加を図る取組を支援します。

- ・補助対象事業者：①複数の事業者その他関係する事業者等により構成される団体（宿泊事業者等団体）
②宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者（構成員宿泊事業者）
③DMO(候補法人含む)又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるために具体的な取組みを行っている宿泊事業者（特定宿泊事業者）
- ・以下のいずれかに該当する事業者が本事業に申請可能です。
 - ①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度([詳細はこちら](#))の登録を受けている、又は同制度の登録申請をしていること
※ただし、未申請の場合は、交付申請書提出時までに登録申請しており、精算時までに登録されること。
 - ②金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度([詳細はこちら](#))の認定を取得済み又は1年以内に取得予定であること

※補助を受けるためには、「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業計画」を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

・公募期間：~~令和6年7月31日(水)～8月30日(金)17時必着~~ ※受付終了

・補助対象事業

- 1) 混雑状況の「見える化」
- 2) バリアフリートイレの整備

・補助率：1/3（補助上限額150万円）

■ 混雑状況の「見える化」



■ バリアフリートイレの整備



観光地域づくりNAVI 2025

(16)宿泊施設インバウンド対応支援事業 (②宿泊施設バリアフリー化促進事業)

地元の環境を
整備したい

概要：訪日外国人旅行者が安心して快適な旅行を満喫できる環境の整備を目的とし、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心を確保するための、宿泊施設のバリアフリー化に対する取組を支援します。

・補助対象事業者：宿泊事業者

※旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

・以下のいずれかに該当する事業者が本事業に申請可能です。

①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度([詳細はこちら](#))の登録を受けている、又は同制度の登録申請をしていること

※ただし、未申請の場合は、交付申請書提出時までに登録申請しており、精算時までに登録されること。

②金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度([詳細はこちら](#))の認定を取得済み又は1年以内に取得予定であること

・公募期間：~~令和6年7月31日(水)～8月30日(金)17時必着~~ **※受付終了**

※令和6年度補正予算において後継事業(観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業)の公募予定あり

・補助対象事業

1)客室における改修等

客室出入口、トイレ、浴室、洗面所、その他客室内

2)共用部における改修等

敷地内の通路、駐車場、出入り口やフロント等

3)災害対応に資する整備の導入

※バリアフリー法等の関係法令や高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した「建築設計標準」等の宿泊施設のバリアフリー化に関する基準等を踏まえていることを必須要件とします。

・補助率：1/2（補助上限額500万円 ※自治体と防災協定を結んでいる宿泊事業者に限り、上限1000万円）



■客室のバリアフリー化



■浴室のバリアフリー化

最新情報・お問い合わせはこちらから → https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo06_00010.html

観光地域づくりNAVI 2025

地元の環境を
整備したい

(17) 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

概要：災害時等に現場で訪日外国人旅行者に直接対応をする観光施設や観光案内所、または医療機関等に対し、非常時・受診時の外国人旅行者対応に必要な整備を支援するとともに、地域の災害時等における観光危機管理の強化を支援します。

- ・補助対象事業者：①観光案内所や観光施設等を設置している者又は管理者、観光地における店舗や事業所等の運営者
②病院・診療所を設置している者又は管理者 ③地方公共団体
- ※下記の補助対象事業の項目の横に該当する補助対象事業者(①、②、③)を記載しています。
- ・公募期間：一次公募 令和7年2月7日(金)～令和7年9月26日(金) 17時必着

・補助対象事業(括弧内は上記補助対象事業者の分類を記載)

1) 災害時の観光施設等における避難所機能の強化(①)

- ・トイレ
- ・災害用トイレ
- ・非常用電源装置
- ・情報端末への電源供給機器
- ・避難所機能に係る施設整備・改良
- ・衛星を利用した通信環境の整備
- ・案内標識
- ・案内表示



2) 災害時の観光施設等における多言語対応機能の強化(①)

- ・多言語案内機能の整備
- ※デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、掲示物・配布物、ホームページ、案内放送
- ・無料公衆無線LAN環境の整備
- ・多言語対応拡声器
- ・多言語対応AED(自動体外式除細動器)
- ・スタッフ研修



3) 訪日外国人患者受入機能の強化(②)

- ・多言語案内機能の整備
- ※デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、案内表示、掲示物・配布物、ホームページ、案内放送
- ・無料公衆無線LAN環境の整備
- ・キャッシュレス決済環境の整備
- ・スタッフ研修



4) 災害時等における観光危機管理の強化(③)

- ・観光危機管理計画の策定・改定
- ・観光危機管理計画に基づく訓練



・補助率：1/2 (「災害時等における観光危機管理の強化」は1/2かつ上限500万円)

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課 TEL: 011-290-2700 (直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(18)持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

地元の環境を
整備したい

概要：観光スポット等において、オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域・旅行者の双方が観光振興のメリットを享受できる好循環の地域づくりのための受入環境整備を支援します。

・補助対象事業者：

【区分① 一般型】 地方公共団体、DMO(候補法人含む)、整備する地域において事業を行う事業者

【区分② 国際認証・表彰取得型】 整備計画提出時に持続可能な観光に関連した国際認証・表彰制度である Green Destinations(GD)、Best Tourism Villages(BTV)等の認証・表彰を受けている、地方公共団体、DMO(候補法人含む)

・公募期間：一次公募 ~~令和6年4月26日(金)～令和6年6月21日(金) 17時必着~~ ※受付終了

二次公募 ~~令和6年7月19日(金)～令和6年11月8日(金) 17時必着~~ ※受付終了

※令和7年度予算での公募予定あり

・補助対象事業

【区分① 一般型】

1) 地域資源の保全・活用

- ・トイレの有料化に係る整備
- ・入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備
- ・自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備

- ・景観に配慮した工作物の整備
- ・光害防止のための照明の整備
- ・バイオトイレ等の整備
- ・ペットボトル削減のための給水機等の整備
- ・パークアンドライドのための駐車場の整備

2) オーバーツーリズムの未然防止

- ・マナー啓発のためのコンテンツ作成と設備整備
(看板等の整備、説明動画の作成、放映設備の整備)
- ・混雑平準化・解消のためのシステム整備
(事前予約システムの整備、混雑状況の可視化に資するシステムの整備)

【区分② 国際認証・表彰取得型】

- ・持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修
※一般型の補助メニューとの複数実施も可

・補助率：区分①区分②ともに1/2



トイレの有料化に係る整備



保護柵の整備



光害防止のための照明の整備

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課 TEL: 011-290-2700 (直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(19)インバウンド受入環境整備高度化事業

地元の環境を
整備したい

観光誘客を
推進したい

地元の魅力を
活用したい

概要：訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を目的に、観光地の広域的な周遊に係る一体的な環境整備や観光拠点施設の機能強化を図る整備を支援します。

- ・受入環境整備高度化計画：市区町村、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等が作成
- ・補助対象事業者：「受入環境整備高度化計画」に記載された事業を実施する者
- ・事業区分

【①面的整備事業】公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を一体的に進める事業※

※既に受入環境整備が完了している又は今後整備予定の場合は、単独での事業実施も妨げない

【②拠点機能強化事業】訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設※における拠点機能の強化を図る事業

※道の駅、みなとオアシス等、観光地の情報収集及び周遊の拠点となる施設

・公募期間：一次公募 令和6年6月28日(金)～7月19日(金) 17時必着 **※受付終了**

二次公募 令和6年8月23日(金)～第一回締切 9月24日(火)17時必着 第二回締切 10月30日(水)17時必着 **※受付終了**

※令和7年度予算での公募予定あり

・補助対象事業

【ストレスフリーな環境の整備】

多言語化
無料公衆無線LAN
キャッシュレス決済環境
トイレ洋式化
手ぶら観光カウンター

【ユニバーサル対応】

段差の解消
子連れ環境の整備
近距離移動支援モビリティ

【新たなニーズ・新技術の活用】

ワーケーション環境
ICTを活用したゴミ箱
多様な移動手段

【賑わい環境の創出】

ナイトタイムエコノミー
屋外広場

【観光拠点の整備・改良】

観光案内所の整備
EV急速充電器

・補助率

①面的整備事業のみ又は①面的整備事業と②拠点機能強化事業を一体で行う場合…1/2

②拠点機能強化事業のみ … 1/3



お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光企画課 TEL: 011-290-2700 (直通)

(20)宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

・概要：訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、宿泊施設のサステナビリティを向上させるため、宿泊施設における省エネ設備等を導入する取組を支援します。

・補助対象事業者：宿泊事業者

※旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

以下のいずれかに該当する事業者が本事業に申請可能です。

- ①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度([詳細はこちら](#))の登録を受けている、又は同制度の登録申請をしていること
※登録申請の段階で事業に申請された方は、完了実績報告時まで、登録を完了させた上で、登録番号を報告する必要があります。
- ②金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度([詳細はこちら](#))の認定を取得済み又は1年以内に取得予定であること

・公募期間：一次公募 令和7年3月24日(月)10時～令和7年5月30日(金)17時必着
二次公募 申請状況をみて検討

・補助対象経費

①既存設備を入れ替える事で建物全体の省エネ対策に資する以下に掲げる設備・備品の購入・設置に要する経費（設備・備品の購入・設置に付随する経費を含む。）

- 1)省エネ型空調
- 2)省エネ型ボイラー・配管
- 3)二重サッシ
- 4)節水トイレ
- 5)証明機器
- 6)その他建物全体の省エネに資する設備・備品



省エネ型空調

②新たな設備を導入する事で、環境負荷低減や、CO2削減に寄与する以下に掲げる設備・備品の購入・設置に要する経費（設備・備品の購入・設置に付随する経費を含む。）

- 1)太陽光発電、蓄電設備
- 2)温室効果ガス排出量計測システム
- 3)その他環境負荷低減や、CO2削減寄与に必要な設備・備品



太陽光発電

・補助率：1/2(補助上限額1,000万円)

最新情報・お問い合わせはこちらから → <https://r7shukuhaku-sustainability.go.jp/>

観光地域づくりNAVI 2025

(21)持続可能な観光計画の策定推進事業

地元の環境を
整備したい

概要：地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)の観光関係者を対象に、日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域の持続可能な観光計画の策定を支援します。

- ・補助対象事業者：地方公共団体、DMO
- ・公募期間：~~令和6年4月26日(金)～令和6年6月28日(金)~~ 17時必着 **※受付終了**

- ・補助対象事業、対象経費
 - 1) 地域における JSTS-D に基づいた取組方針を取り入れた持続可能な観光計画の策定
 - ・地域における JSTS-D を活用した持続可能な観光計画の策定のための関係者との調整や有識者招聘に要する経費
 - 2) 計画の策定に関連する調査等
 - ・地域における JSTS-D を活用した持続可能な観光計画の策定に向けた現状把握のための調査分析や地域におけるワークショップの実施、地域住民や関係者向け説明会・周知や JSTS-D 勉強会の実施等に要する経費
 - 3) 公表に係る費用等、その他
 - ・地域における JSTS-D を活用した持続可能な観光計画の策定に附随する経費

※ 2)又は3)に掲げる費用のみを対象とした事業については、補助対象外となります。



日本版持続可能な観光ガイドライン
(JSTS-D)



ベストツーリズムビレッジ

・補助率：1/2(補助上限250万)

お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722 (直通)

(22)観光地・観光産業における人材不足対策事業

・概要：今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、旅行者数・旅行消費額等を増加させ、観光立国を実現するため、受け皿となる宿泊業の人手不足を解消する取組を支援します。

・補助対象事業者：宿泊事業者

※旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者、また、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に規定する住宅宿泊事業を営む物を除く。

以下(1)及び(2)の両方を満たしている事業者が本事業に申請可能です。

(1)次の①又は②のいずれかに該当すること

①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度([詳細はこちら](#))の登録を受けている、又は同制度の登録申請をしていること

※登録申請の段階で事業に申請された方は、完了実績報告時まで、登録を完了させた上で、登録番号を報告する必要があります。

②金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度([詳細はこちら](#))の認定を取得済み又は1年以内に取得予定であること

(2)地域(DMO、地方公共団体等)と連携し、地域一体での求人活動等、人手不足解消のための具体的な取組を行っていること

・公募期間：一次公募 令和7年3月24日(月)10時～令和7年5月30日(金)17時必着
二次公募 申請状況をみて検討

・補助対象経費：人材不足の解消に資するシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費
(システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に付随する経費を含む。)

〈区分A〉公募要領に定めるカテゴリー(区分A)に含まれる製品
→R6年度事業時に申請が多くあり、省力化効果があると事前に認定する製品

製品一例：自動チェックイン機、宿泊予約システム、清掃ロボット、労管理システム、配膳ロボット等

〈区分B〉公募要領に定めるカテゴリー(区分A)に含まれない製品
→本物品の導入が、「人材不足の解消に資する」ことの説明が必要

※月額・年額で使用料金が定められている形態の製品及び、その保守に要する経費は最大2年分の費用が補助対象となります。
ただし、前払いが可能で、完了実績報告時まで支払いが完了するものに限りします。

・補助率：1/2(補助上限額は1施設あたり500万円)
※1事業者あたり3施設を上限とします。

最新情報・お問い合わせはこちらから → <https://www.kanko-jinzai.go.jp>

(23)「交通空白」解消緊急対策事業

地元の環境を
整備したい

- ・概要：何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します。
- ・対象：公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会
- ・補助対象経費：①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用（悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等）
②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用 等）
③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等）
- ・補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）



(24)交通サービス利便向上促進事業

地元の環境を
整備したい

観光誘客を
推進したい

・概要：訪日外国人旅行者等が目的地までの移動を快適に行えるように、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・船舶・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応のために行う以下の事業の費用について補助を行います。

- 無料公衆無線LAN環境の整備(交通施設及び車両・船舶等)
- 案内標識、デジタルサイネージの多言語化、多言語案内用タブレット端末の整備等
- 交通施設、車両・船舶等のトイレの洋式化
- 交通系ICカード(全国相互利用可能なもの)、クレジットカード又はQRコード決済を可能にするシステムの導入
- ロケーションシステム(多言語表記等を行うもの)の導入
- 鉄軌道駅やバスターミナルの移動等円滑化(エレベーター、スロープ、ホームドア等の整備)
- ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入
- 非常用電源装置及び携帯電話充電機等の整備
- 企画乗車船券の発行

・対象：公共交通事業者、地方公共団体、協議会等

・補助率：1/2、1/3 等



■交通系ICカード



■段差の解消(スロープ)



■タブレットの整備

お問い合わせ先：北海道運輸局

鉄道部

計画課

TEL: 011-290-2731 (鉄道や軌道への補助)

自動車交通部

旅客第一課

TEL: 011-290-2741 (バスやバスターミナル、レンタカーへの補助)

旅客第二課

TEL: 011-290-2742 (タクシーへの補助)

海事振興部

旅客・船舶産業課

TEL: 011-290-1011 (旅客船への補助)

観光部

観光企画課

TEL: 011-290-2700 (空港への補助)

北海道開発局

港湾空港部

港湾計画課

TEL: 011-709-2137 (港湾への補助)

(25)交通サービス調査事業

地元の環境を
整備したい

- ・概要：訪日外国人旅行者等が日本国内を快適に移動できるように、観光地内での交通（二次交通）に関して、現況調査や利用促進等に関する以下の事業について費用の補助を行います。
 - 現況調査に係る費用：地域データの収集・分析費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等
 - 利用促進等に係る費用：公共交通マップ・総合時刻表の作成、公共交通・乗継情報等の提供、企画切符の発行、ワークショップの開催、利用促進の効果測定の調査のための費用等
- ・対象：地方公共団体、協議会
- ・補助率：1/2（現況調査に係る費用の上限は1,000万円）
- ・公募期間：募集期間は、別途各市町村等へ通知



公共交通マップ(小樽市)



公共交通マップ(紋別市)

お問い合わせ先：北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 TEL: 011-290-2721(直通)

(26)共創モデル実証運行事業

地元の環境を
整備したい

概要：交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)によりその維持・活性化に取り組む実証事業を支援します。

➤ 共創モデル実証運行事業

・対象：交通事業者等を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等(共創プラットフォーム)

・補助対象経費：新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費に対して支援を実施

①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費
(有識者謝金・会場使用料 等)

②システム構築(配車・運行管理・AIオンデマンド 等)、実証運行に使用する車両導入(車両の購入・リース等)による取得・改造に要する経費

③実証事業に要する経費(新規運行に係る経費、実証環境の整備 等)

・補助率：2/3 上限額1億円

(人口10万人未満の自治体は、500万円以下は定額、500万円超部分は2/3)

➤ モビリティ人材育成事業

・対象：地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

・補助対象経費：地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

・補助率：定額 上限額3千万円



(27)MaaSの実装に向けた基盤整備事業 (地域交通キャッシュレス導入支援事業)

地元の環境を
整備したい

- ・概要：公共交通事業者においてキャッシュレス決済（QRコード、交通系ICカード、非接触型クレジットカード決済、顔認証等）に対応するための、所要の設備やシステムの導入を支援します。
- ・補助対象経費：公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とするシステム導入費及びシステム改修費
公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とする端末費（旅客施設又は車両内・船内に決済端末機器（読み取り機等）を設置する費用）
- ・補助率：最大1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については最大1/2）
- ・対象：鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者、一般旅客定期航路事業を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者、地方公共団体、上記いずれかを構成員とする協議会



QR読取機能付き改札機



非接触型クレジットカード
決済読み取り機

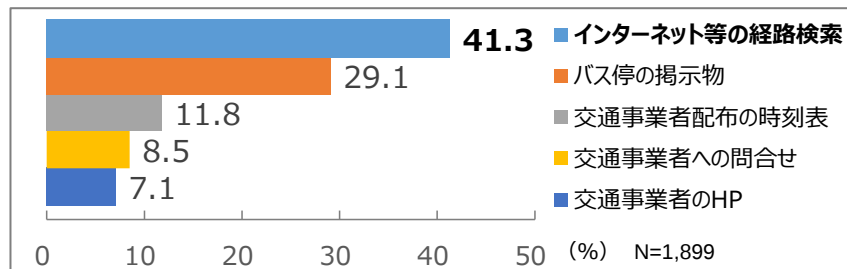
(28)MaaSの実装に向けた基盤整備事業 (地域交通データ化推進事業)

地元の環境を
整備したい

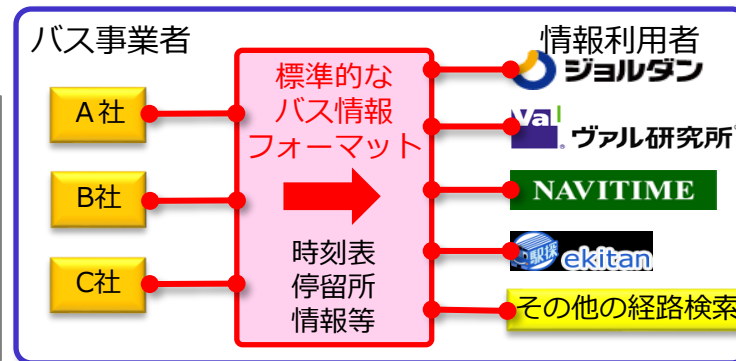
- ・概要：交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にする、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等のGTFS(General Transit Feed Specification)形式でデータを作成し、出力を可能とするシステムの整備を支援します。
- ・補助対象経費：交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にする特定のデータ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費
※「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」に準拠すること。乖離
- ・補助率：最大1/2
- ・対象：鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者、一般旅客定期航路事業を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者、地方公共団体、上記いずれかを構成員とする協議会

【路線バスの経路等を調べる際の情報取得先】

(平成28年12月内閣府世論調査)



【標準的なバス情報フォーマットによる情報提供のイメージ】 【グーグルマップへの掲載】



観光地域づくりNAVI 2025

**(29)MaaSの実装に向けた基盤整備事業
(混雑情報提供システム導入支援事業)**

地元の環境を
整備したい

- ・概要：オーバーツーリズム対策や感染症の拡大を踏まえ、公共交通機関の混雑緩和・利用分散を図るため、車内の混雑状況の情報をwebやスマートフォンアプリ等で提供することを可能とする機器・システムの導入を支援します。
 - ・補助対象経費：カメラやセンサー、乗務員等による車内のリアルタイムな混雑状況の把握や、利用実績を踏まえた予測により、混雑情報を利用者に提供する機器やシステムの導入に要する経費
※バスにおける混雑情報の提供方法等については「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」に準拠すること。
 - ・補助率：最大1/2
 - ・対象：鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者、一般旅客定期航路事業を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者、地方公共団体、上記いずれかを構成員とする協議会
- 【混雑状況の表示のあり方】

【混雑状況の表示のあり方】

5 型	4 型	3 型	車内状況	乗車人員の目安	参考値
空席多い (MANY SEATS AVAILABLE)		座席が半分以下 埋まっている		座席定員の半分	1 名
空席 少ない (FEW SEATS AV AVAILABLE)	空席あり	座席が半分以上を 埋まっている		座席定員	2 名
やや混雑/ 立ち客少ない (STANDING, NO ON, ONLY)	やや混雑/ 立ち客少ない	座席が全て埋まり、 座席側のつり革・手すり が半分以上利用されている	座席定員	つり革・縦型スタン ションポール数の半分	3 2 名
立席 立ち客多い (STANDING, NO ON, MANY)	混雑/ 立ち客多い	座席が全て埋まり、 座席側のつり革・手すり が半分以上を超過して利用されている	座席が全て埋まり、 座席側のつり革・手すり が半分以上を超過して利用されている	つり革・縦型スタン ションポール数	4 2 名
かなり混雑 (FULL)	かなり混雑	混雑	座席側のつり革・手すり が埋まり、通路の中央部分 が立席として利用されている		

※参考値については、定員81名（座席2名＋立席58名＋乗務員1名）つまり10個、短足スタンションポール10本の車両の場合の想定であり、実際は車両毎に車内状況に応じた適切な値（人数）を設定する。

お問い合わせ先：北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 TEL: 011-290-2721(直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(30)地域観光資源の多言語解説整備支援事業

地元の環境を
整備したい

- ・概要 要：観光庁が文化庁・環境省と連携して多言語解説の専門人材をリスト化し、地域へ派遣、観光資源の外国語（英語、中国語、韓国語）の解説文作成の支援を行います。また、本事業により作成された整備事例をまとめたガイドラインを作成し、他地域への横展開を実施します。



- ・補助対象者：観光地域づくり法人(DMO)、観光資源の所有者、自治体、観光協会等で構成・設立された地域協議会

- ・対象事業：観光資源の魅力を伝えるための多言語解説文の作成

- ・対象経費：解説文の執筆・編集・監修・校閲に要する経費
専門人材の現地取材に係る経費
計画策定に関する事前調整に係る経費等

- ・公募期間：令和7年2月3日(月)～令和7年2月25日(火)

※受付終了

〈取組事例〉



タッチパネル式解説板による案内
(多言語字幕)



2次元コード
(多言語音声・テキスト)

〈世界遺産における未整備構成資産の状況〉



紀伊山地の霊場と参詣道
構成資産23カ所のうち、熊野本宮大社、吉野水分神社等7カ所が未整備。

最新情報はここから→https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000290_00002.html

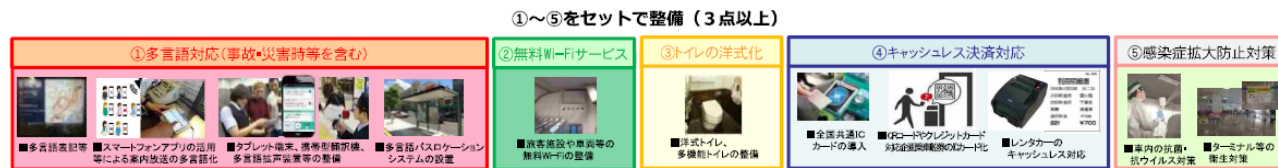
お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722 (直通)

観光地域づくりNAVI 2025

観光誘客を
推進したい

(31)公共交通利用環境の革新等事業

- 概要：地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関の受入環境整備、多様な移動ニーズに対応する新たな交通サービスの創出、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援します。



※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。
 ※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

✦（あわせて⑥～⑨を支援可能）



- 対象：交通事業者、旅客施設の設置管理者、地方公共団体、協議会 等
- 補助率：1/2 等
- 公募期間：決まり次第、随時お知らせします。

お問い合わせ先：北海道運輸局	鉄道部	計画課	TEL: 011-290-2731（鉄道や軌道への補助）
	自動車交通部	旅客第一課	TEL: 011-290-2741（バスやバスターミナル、レンタカーへの補助）
		旅客第二課	TEL: 011-290-2742（タクシーへの補助）
	海事振興部	旅客・船舶産業課	TEL: 011-290-1011（旅客船への補助）
	観光部	観光企画課	TEL: 011-290-2700（空港への補助）
北海道開発局	港湾空港部	港湾計画課	TEL: 011-709-2137（港湾への補助）

(32)インフラツーリズム

観光誘客を
推進したい

かわ・みち・みなとを活用
した賑わいを創出したい

- ・概要：ダムや道路などの社会基盤となる土木施設であるインフラについて、普段訪れることができないインフラの内部や日々変化する工事中の風景などの非日常を体験するツアーを展開することにより、インフラの整備・管理について理解を深めていただくとともに、地域に人を呼び込み、地域活性化に寄与することを目指します。
- ・対象：北海道開発局が管理するインフラ等の中から57施設を対象に、これらを組み込んだツアーを実施する旅行会社を公募(募集中)※。ツアー当日の施設見学では職員が普段は非公開のエリアの案内や詳しい説明を実施。



豊平峡ダム



国道40号 旭橋



釧路港



石狩川頭首工

※「ツアー向けインフラ見学枠の公開」のご説明です。インフラツーリズムとの連携に関心がある地方公共団体等の方もお問合せください。

最新情報はここから→ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001wndm.html>

お問い合わせ先：北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 TEL:011-709-2311(内線5442)

(33)地域雇用活性化推進事業

地元の人を
育てたい

- ・概要：雇用機会の不足、人口減少等の雇用課題を抱える地域の協議会から提案された、自発的な雇用創造の取組（人材育成・雇用拡大のためのセミナー、地域求職者やUターン就職希望者を対象とした合同企業説明会等）を審査・選抜し、委託事業として実施するものです。
- ・対象：雇用創造に取り組む地域の協議会 ・事業実施期間：3年度以内
- ・委託費：1地域あたり各年度最大4,000万円
（複数の市町村で実施する場合は費用を上乗せ。1地域あたり2,000万円/年）
- ・公募期間：募集期間は、別途各市町村へ通知

お問い合わせ先：北海道労働局 職業安定部 職業対策課 TEL: 011-738-1043（直通）

(34)事業承継・M&A補助金

- ・概要：事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、廃業・再チャレンジを行おうとする中小企業者等を支援します。
- ・対象：中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む。）

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買手支援類型： 600～800万円※1、2,000万円※2 売手支援類型： 600～800万円※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売手支援類型： 1/2・2/3※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う

	公募
公募期間	今後のスケジュールにつきましては改めてご案内いたします。

お問い合わせ先：
北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL: 011-709-3140（直通）

(35)中小企業等外国出願支援事業

- ・概要：中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費の一部を補助します。
本事業では外国特許庁への出願料や、現地・国内代理人費用、翻訳費用等の助成を行い、中小企業等の戦略的な海外展開を支援するものです。
- ・対象：・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)
・地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象
- ・補助率：1/2以内
 - ①1企業に対する1事業年度内の補助金の上限額：300万円
 - ②1出願に対する補助金の上限額
 - 【特許】150万円
 - 【実用新案、意匠、商標】60万円
 - 【冒認対策商標※】30万円
- ※海外での第三者による抜け駆け出願対策を目的とした商標出願
- ・公募期間：①地方実施分：今後のスケジュールについては決まり次第案内予定。
②全国実施分：(独)工業所有権情報・研修館
第1回公募については2025年5月中旬頃～6月上旬頃を予定。

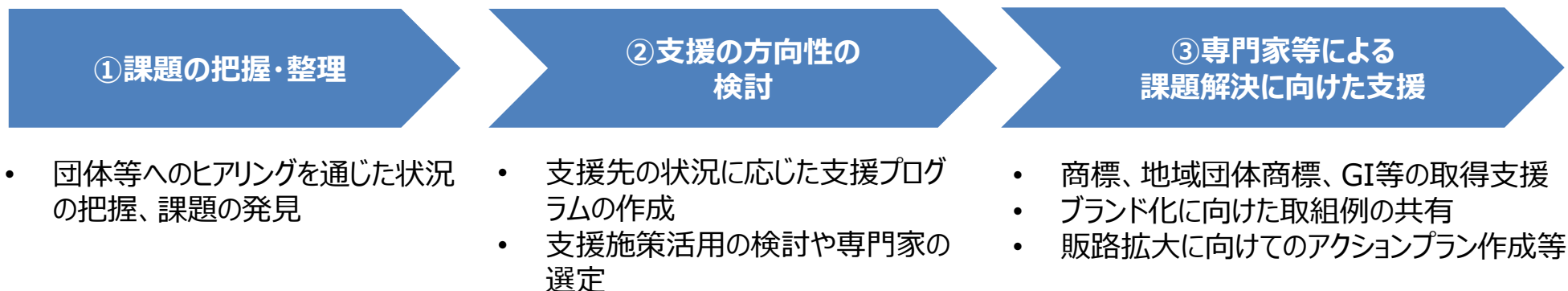
公募情報はこちらから(全国実施分) → <https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

お問い合わせ先：北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室 TEL: 011-709-2311 (内線2586)

(36)地域ブランド確立促進支援事業

地元の魅力を
活用したい

- ・概要：デザインや商標等の知的財産を活用したブランド形成の促進により、道内の食・農業分野等製品の国内外市場への販路拡大及び観光地づくりについて、専門家によるハンズオン支援を実施。
- ・対象：
 - ・デザインや商標等の知的財産を活用した地域ブランドの形成に意欲的な団体
 - ・地域団体商標、地理的表示(GI)保護制度の活用により国内外等への販路拡大に意欲のある団体 等
- ・公募期間：**今後のスケジュールについては決まり次第案内予定。**
- ・支援の流れ(※令和6年度の内容を記載)：



令和6年度の採択情報はこちらから→ <https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20240809/index.htm>

お問い合わせ先：北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室 TEL: 011-709-2311 (内線2586)

(37)INPIT北海道知財総合支援窓口

地元の魅力を
活用したい

新たなサービス
に取り組みたい

- ・概要：中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランドなどの“知的財産”の側面から解決を支援する地域密着型の相談窓口です。
- 権利化支援だけでなく、営業秘密管理、ビジネスに合わせたオープンクローズなどの知財活用戦略、ブランド・デザイン戦略、知財関係の契約、社内の知財関係規定整備、商店街支援など、必要に応じて弁理士、弁護士、中小企業診断士、ブランド・デザイン専門家なども幅広く活用して支援を実施します。



最新情報はここから → <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/>

お問い合わせ先：〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1番地2 KDX札幌ビル5階
INPIT北海道知財総合支援窓口 TEL: 011-747-8256 E-mail: chizai@jiii-h.jp

(38)INPIT加速的支援事業

地元の魅力を
活用したい

新たなサービス
に取り組みたい

・概要: 知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対して、INPITから専門家チームを派遣、伴走支援を行うことで、支援先企業の組織の能力(ケイパビリティ)を高め、事業成長を実現します。

・対象: 事業成長を目指す熱意ある企業のみなさま

ご連絡いただければ事業のご説明にお伺い致します！

・費用: 無料です。専門家にかかる謝金、旅費もいただいております。

・支援の流れ:

- ・課題に適した専門家チームを派遣
- ・1年半～2年間の伴走支援
- ・知財総合支援窓口が継続的にフォロー

中小企業等



事業成長
地域への貢献

INPIT
加速的支援室



専門家
チーム



中小企業
診断士



チームリーダー(弁理士等)



弁護士



デザイン
/ ブランド
専門家



大企業
OB



知財総合支援
窓口担当者

チームリーダー及びメンバーは、案件に応じてケースバイケース

- ✓ 商品開発能力、サービス能力向上
- ✓ ブランド、PR力向上
- ✓ 顧客、パートナー、マーケティング等
販売能力向上
- ✓ 法規制対応、契約アドバイス …等

最新情報はここから → <https://chizai-portal.inpit.go.jp/kasoku/>

お問い合わせ先: 〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1番地2 KDX札幌ビル5階

INPIT北海道知財総合支援窓口 TEL: 011-747-8256 E-mail: chizai@jiii-h.jp

観光地域づくりNAVI 2025

(39)小規模事業者持続化補助金

新たな事業に
取り組みたい

- ・概要：小規模事業者等が商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

申請枠		要件	補助上限額	補助率
一般型	通常枠	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	50万円	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4
	インボイス特例	免税事業者から課税事業者に転換	補助上限50万円上乗せ	
	賃金引上げ特例	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	補助上限150万円上乗せ	
	災害支援枠	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	直接被害：200万円 間接被害：100万円	定額、2/3
創業型		産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	200万円 ※インボイス特例は適用	2/3
共同・協業型		地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	5,000万円	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費：2/3
ビジネスコミュニティ型		商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）	50万円 ※2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円	定額

- ・公募期間：

＜一般型通常枠・創業型＞

2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17:00

お問い合わせ先：北海道経済産業局 産業部 経営支援課 TEL: 011-756-6718（直通）

観光地域づくりNAVI 2025

(40)クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金(うち、充電インフラ導入補助)

新たなサービス
に取り組みたい

エ コ で
知名度アップ

・概要：電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。
・対象：電気自動車・プラグインハイブリッド車に充電するための設備の購入費及び工事費の一部
・補助対象者：補助対象とする充電設備を今後購入し、充電設備を設置する土地の所有権限を有する個人、法人、地方公共団体 等

補助概要(令和6年度第1期・第2期)

※下表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。

	急速充電器								
設置場所	①高速道路SA・PA			②公道/SS/道の駅		③空白地域	④その他		
対象設備 (総出力)	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上	90kW 以上	50kW 以上	50kW	90kW 以上	50kW 以上	10kW 以上
機器補助率	1/1							1/2	
工事補助率	1/1								
機器 上限額	500(1口)／700(2口)／ 350×口数(3口以上)	400(1口)／ 500(2口)		400(1口)／500(2口)／ 250×口数(3口以上)		400(1口)／ 500(2口)	400(1口)／500 (2口)／250×口 数(3口以上)	200(1 口)／250 (2口)	60
工事費 上限額	3,100(2口まで)／ 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	400		280		140	108

	普通充電				高圧受電設備・設置工事費 補助率：10/10（上限あり）												
対象設備	ケーブル付き充電設備		コンセントスタンド	コンセント		設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上						
	6kW	3kW・4kW	—	—													
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き	上限額	600	500	400	300	200						
補助率	機械補助率:1/2 工事補助率:10/10（上限あり）																
機器上限額	35	25	11	7													
工事費上限額	135		135	135	95												

最新の情報は経済産業省HPからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r5hosei_infrastructure.html

最新の情報は経済産業省HPからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r5hosei_infrastructure.html

観光地域づくりNAVI 2025

(41)サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金（IT導入補助金）

新たなサービス
に取り組みたい

- ・概要：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援。
- ・対象：中小企業・小規模事業者等※1（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）
※1：インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。
- ・補助対象ツール：事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。
相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス対応類型 インボイス枠	電子取引類型	セキュリティ 対策推進枠
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツールを受 注者に共有し、取引先のイ ンボイス対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
補助上限	ITツールの業務領域が 1～3まで：5万円～ 150万円 4以上：150万円～450 万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者※2：2/3 ※2：3か月以上地域別最低賃金+50円 以内で雇用している従業員数が全従業員数 の30%以上であることを示した事業者	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3
対象経費	ソフトウェア購入費、クラ ウド利用料（最大2年分）、 導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド 利用料（最大2年分）、導入関 連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウ ド利用料（最大2年分）、導入 関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊サービス利用 料（最大2年分）

～IT導入補助金2025からの追加点～

- ・IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”を
補助対象として追加
- ・生産性向上に直結する汎用ツールを単独申
請可能なツールとして追加

詳細・最新情報はこちら(IT導入補助金2025事務局HP) <https://it-shien.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先：北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課 TEL: 011-709-2311（内線2566）

観光地域づくりNAVI 2025

(42)省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

新たなサービス
に取り組みたい

エ コ で
知名度アップ

・概要:工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新を支援します。

・補助対象経費:(Ⅰ),(Ⅳ)設計費、設備費、工事費、(Ⅲ)設備費

(Ⅱ)設備費(※電化の場合は付帯設備も対象)

・補助率:

(Ⅰ)工場・事業場型※先進設備の場合

中小企業等:2/3以内、大企業等:1/2以内

(Ⅰ)工場・事業場型※先進設備以外

中小企業等:1/2以内、大企業等:1/3以内

(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 1/2以内

(Ⅲ)設備単位型 1/3以内

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型 中小企業等:1/2以内、大企業等:1/3以内

【(Ⅰ)工場・事業場型,(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型,(Ⅳ)エネルギー需要最適化型】

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

事務局:(一社)環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/koujou05r/>

公募期間:2次公募—2024年5月27日(月)～7月1日(月) **※受付終了**

【(Ⅲ)設備単位型,(Ⅳ)エネルギー需要最適化型】

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

事務局:(一社)環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/setsubi05r/>

公募期間:2次公募—2024年5月27日(月)～7月1日(月) **※受付終了**

(Ⅰ)工場・事業場型

生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助。

食品製造業A社

(中小企業、海水を原料とした塩を製造)

- ・従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- ・釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し。**
3年で37.1%の省エネを実現予定。

【平釜】



【立釜】



(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型

主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助。

【キューボラ式】※コークス



【誘導加熱式】※電気



(Ⅲ)指定設備導入事業

エネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表された省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。

対象設備(例)



(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援。



(43)エネルギー利用最適化診断等事業

新たなサービス
に取り組みたい

エ コ で
知名度アップ

- ・概要: 専門家が、中小企業等の工場・事業場を訪問して、現地診断を行い、AIやIoTを活用した設備の運用改善や高効率設備への更新等の省エネ提案及び再エネ導入の提案を行います。

【提案例】

●お金をかけずに運用でできる改善

- ・空調の運転台数見直し
- ・不使用エリアの照明の消灯
- ・ボイラの空気比低減

●設備投資による改善

- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・高効率設備への更新
- ・再エネ設備の導入支援

・対象: 以下のいずれかが対象(予定)

- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当以外で、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

・費用: A診断(専門家1名) 10,670円(税込) (年間エネルギー使用量目安(原油換算)300kL未満)

B診断(専門家2名) 16,940円(税込) (年間エネルギー使用量目安(原油換算)300kL～1,500kL未満)

大規模診断(事前打合せ+専門家2人) 23,760円(税込) (年間エネルギー使用量目安(原油換算)1,500kL以上)

・受付期間: 現在、Ⅰ～Ⅲ期(5月～11月中旬 診断or事前打合せ実施分)の申込を受付中 **※受付終了**



事業概要はこちらから → <https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>

お問い合わせ先: 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 TEL: 011-709-2311 (内線2635)

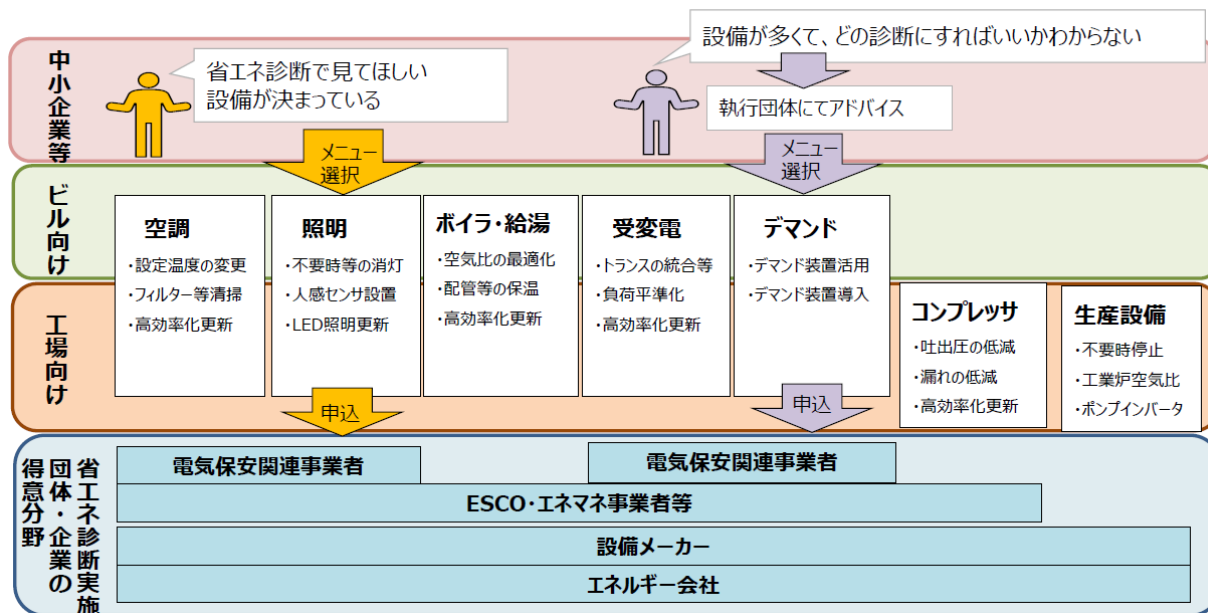
観光地域づくりNAVI 2025

(44)中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業(省エネクイック診断)

新たなサービス
に取り組みたい

エ コ で
知名度アップ

・概要: 中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案を行います。



· 对象:

中小企業基本法に定める中小企業者

会社法上の会社に該当以外で、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

・費用(税込):省エネ診断コース 設備単位プラン 各設備^(2設備まで組合せ可能)5,500円、まるっとプラン^(原則3設備)16,500円

効果測定コース（過去に省エネ診断を受診した事業者向け） 設備単位プラン 各設備3,850円、まるっとプラン11,550円

・受付期間:2024年3月21日～2025年1月上旬予定 **※受付終了**

道内登録診断機関はこちらから検索 → [登録診断機関検索](#)

事業概要・お申込みはこちらから → <https://shoeneshindan.jp/guide/>

お問い合わせ先：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 TEL: 011-709-2311（内線2635）

(45)地域エネルギー利用最適化取組支援事業（省エネお助け隊）

新たなサービス
に取り組みたい

エ コ で
知名度アップ

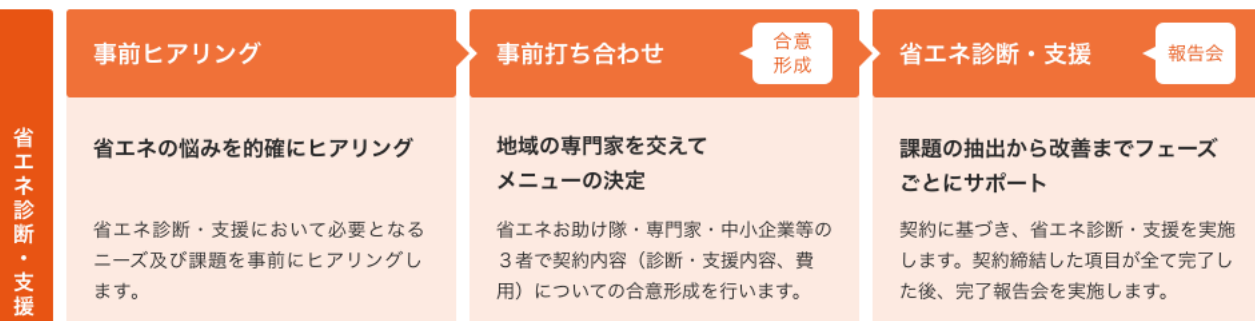
- ・概要：中小企業等の事業場等を訪問して、省エネ診断を行い、その後の省エネ取組の支援まで行います。
省エネ診断から省エネ取組の支援まで、同一専門家が一通貫して対応可能で、経営の専門家が省エネの専門家と連携して支援することも可能です



省エネ
お助け隊

無料で相談や打ち合わせを行います

お客様で1割負担



- ・対象：以下のいずれかが対象

- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当以外で、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

- ・省エネ診断(税込)：50kl診断 7,304円、300kl診断 14,608円、1,500kl診断 20,086円、3,000kl診断 25,564円
カスタム診断(3,000kl超の大規模な事業所向け) 総額の1割(26,477～46,563円)

- ・省エネ支援(税込)：カスタム伴走支援(1事業所あたり) 総額の1割(最大46,563円)

- ・受付期間：省エネお助け隊に採択された事業者から随時募集開始。 **※受付終了**

道内相談窓口 → [お助け隊一覧はここをクリック](#)

事業概要はこちらから → <https://www.shoene-portal.jp/>

お問い合わせ先：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 TEL: 011-709-2311（内線2635）

(46)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- ・概要: 中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。
- ・対象: 中小企業者、特定事業者の一部および一定要件を満たす特定非営利活動法人、社会福祉法人
- ・公募期間: (19次締切) 令和7年2月14日(金)～令和7年4月25日(金)17時まで

申請枠	補助上限額 (大幅賃上げを行う場合)	補助率 ※2
製品・サービス高付加価値化枠 革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化に必要な設備・システム投資等を支援	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	※1 中小: 1/2 小規模・再生: 2/3
グローバル枠 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)	中小: 1/2 小規模: 2/3

最新情報はここから → <https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

お問い合わせ先 : ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL: 050-3821-7013

※1: 従業員規模で異なる

※2: 最低賃金引上げ特例の場合は、補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く)

観光地域づくりNAVI 2025

(47)中小企業新事業進出補助金

新たな事業に
取り組みたい

新たなサービス
に取り組みたい

- ・概要：既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補 助 対 象 者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等		
補 助 上 限 額 ・ 補 助 率	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円) 補助率：1／2	※補助下限750万円 ※大幅な賃上げを行う場合、 ()内の額に補助上限を引き上げ	
基 本 要 件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、①～④の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における 最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円 以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等		
補助事業期間	交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）		
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド サービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費		

- ・公募期間等詳細：補助金事務局決定後掲載予定
- ・スケジュール：未定
(チラシはこちらから→)https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shinjigyo_shinsyutsu.pdf

お問い合わせ先：北海道経済産業局 産業部 経営支援課
TEL: 011-756-6718 (直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(48)中小企業省力化投資補助金

新たな事業に
取り組みたい

新たなサービス
に取り組みたい

・概要：＜カタログ注文型＞ 汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入

＜一般型＞ 個別の現場設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進

類型	カタログ注文型	一般型 (New)
補助 上限額	従業員数5人以下 200万円(300万円) 従業員数6～20人 500万円(750万円) 従業員数21人以上 1000万円(1500万円)	従業員数5人以下 750万円(1,000万円) 従業員数6～20人 1,500万円(2,000万円) 従業員数21～50人 3,000万円(4,000万円) 従業員数51～100人 5,000万円(6,500万円) 従業員数101人以上 8,000万円(1億円) ※大幅な賃上げを行う場合、()内の額に補助上限を引き上げ
補助率	1 / 2 ※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。 補助金額1,500万円を超える部分は1/3。 ※最低賃金引き上げ特例を適用する場合は、補助率を2/3に引き上げ。 (小規模・再生事業者は除く。)
対象者	中小企業者、小規模事業者等 ※詳細は各類型における公募要領をご確認ください。	
補助対象 経費	補助金事務局HPで公表された「 製品カタログ 」に掲載された省力化製品の導入費 例：券売機、スチームコンベクションオーブン等	機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
スケ ジュール	令和6年8月9日(金)より、随時受付中(メンテナンス期間を除く)	公募要領公開：2025年1月30日(木) 申請受付開始：2025年3月19日(水) 10:00 申請締切予定：2025年3月31日(月) 17:00

詳細・公募情報はこちらから → <https://shoryokuka.smrj.go.jp>

お問い合わせ先：北海道経済産業局 産業部 経営支援課
TEL: 011-756-6718 (直通)

(49)商用車の電動化促進事業

新たなサービス
に取り組みたい

エ コ で
知名度アップ

概要：商用車(トラック・タクシー・バス)の電動化(BEV、PHEV、FCV等※)のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行います。

※BEV：電気自動車、
PHEV：プラグインハイブリッド車、
FCV：燃料電池自動車

対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

補助率：設備や実施主体により、1/4～1/2

公募期間(令和6年度補正)：

(1)トラック

令和7年3月下旬以降

(2)タクシー・バス

令和7年3月下旬以降

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る

最新情報はこちらから→ <https://www.levo.or.jp/hojokin/>
https://ataj.or.jp/index_taxibus.html

お問い合わせ先：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室 TEL:03-5521-8301
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

(50) 社会資本整備総合交付金

社会資本整備
中心に行いたい

- ・概要：地方公共団体等が策定した社会資本総合整備計画に基づき実施される事業等に充当するための交付金です。
- ・対象：地方公共団体等
- ・補助率：社会資本整備総合交付金交付要綱に基づきます。

交通結節点の整備



歴史的景観の整備



最新情報はこちらから→ https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

お問い合わせ先：北海道開発局 開発監理部 開発調整課 TEL: 011-709-2311(内線5416)

(51)「かわまちづくり」支援制度

まちづくりを
した い

- ・概要：地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備、利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るため、地域の魅力向上を目指す計画について、河川管理者がソフト・ハードの両面から支援・推進します。
- ・対象：市町村
市町村及び民間事業者
市町村を構成員に含む法人格のない協議会
民間事業者



砂川地区かわまちづくり
水上体験学習IN砂川遊水地

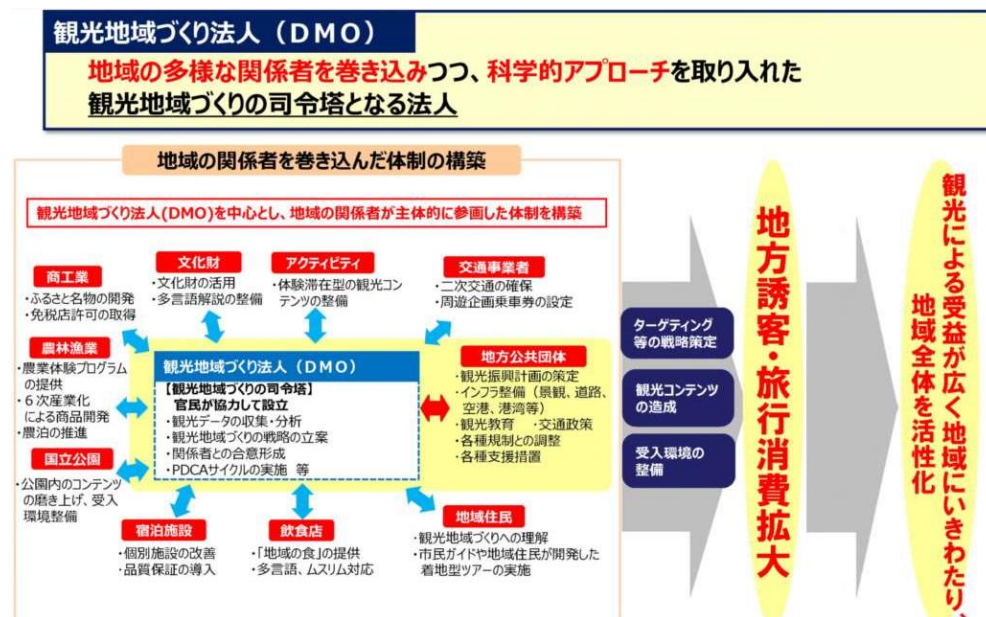
最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ahtj.html

お問い合わせ先：北海道開発局 建設部 河川工事課 TEL:011-709-2311(内線5967)
地方整備課 TEL:011-709-2311(内線5674)

(52)「観光地域づくり法人(登録DMO・候補DMO)」登録制度

まちづくりを
したい

- 概要：観光庁が登録を行った観光地域づくり法人(登録DMO・候補DMO)及び、これと連携して事業を行う関係団体に対して、相談等へのワンストップ対応、各省庁の政策に関する情報提供等の重点的支援を行うことで、各地における観光地域づくり法人の形成・確立を強力に支援していきます。
- 対象：自治体と連携して観光地域づくりを担う法人
- 登録条件
 - 観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
 - データ等の継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立
 - 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり・プロモーションの実施
 - 法人格の取得、最終的な責任者の明確化、CMO・CFOの確保
 - 安定的な運営資金の確保



最新情報はここから→ http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000053.html

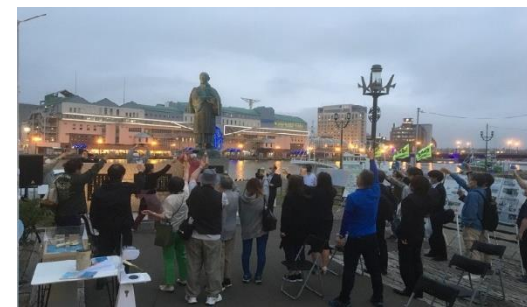
お問い合わせ先：北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 TEL: 011-290-2722 (直通)

(53) ミズベリング北海道

かわ・みち・みなとを活用
した賑わいを創出したい

- ・概要：北海道の水辺を活用して新たな賑わいを生み出すためのプロジェクトです。水辺の未来を考える人がつながら、可能性を語り合い、まちづくりやライフスタイルに発展させていくために、市民や企業、行政が一体となって、水辺とまちの未来を描くムーブメントを展開します。

- ・対象：市民や企業、行政 等



最新情報はこちらから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ck13.html

お問い合わせ先：北海道開発局 建設部 河川工事課 TEL:011-709-2311(内線5967)

(54) かわたびほっかいどう

かわ・みち・みなを活用
した賑わいを創出したい

・概要：北海道総合開発計画のもと、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信、地域と連携して魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」プロジェクトを推進しています。

・対象：市民や企業、行政 等



かわたび
ほっかいどう



最新情報はここから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/splaat000001brcl.html

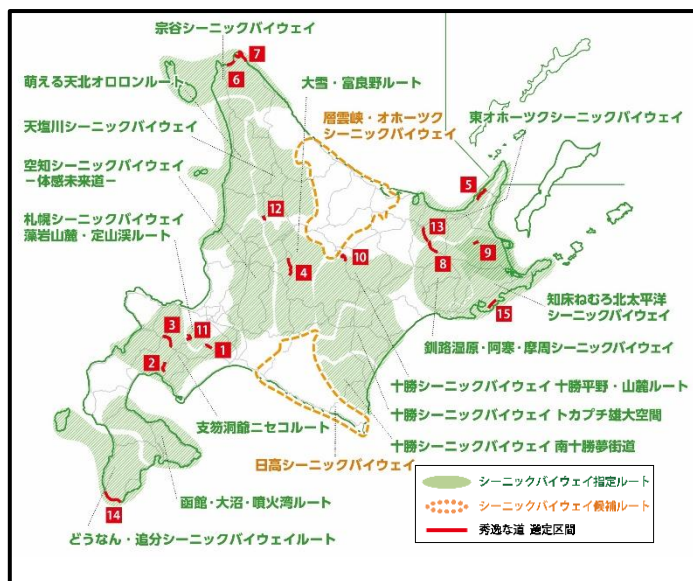
お問い合わせ先：北海道開発局 建設部 河川工事課 TEL: 011-709-2311(内線5967)

観光地域づくりNAVI 2025

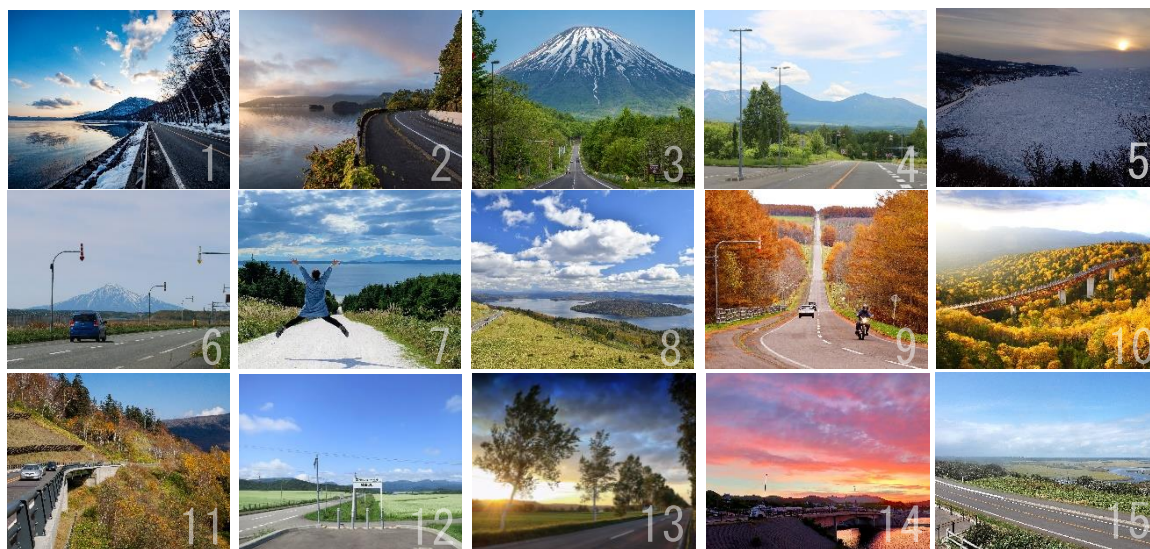
(55) シーニックバイウェイ北海道

かわ・みち・みなとを活用
した賑わいを創出したい

- ・概要：みちをきっかけにつながつた地域の人たちが、行政や企業などと連携し、自らの発案に基づいて、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを推進します。
また、シーニックバイウェイ「秀逸な道」では、道内各地の活動団体がお薦めする特に魅力ある景観等を有する道路15区間を認定し、多様な関係主体の連携のもと、道路を地域の観光資源として活用することにより、北海道のドライブ観光をより一層促進します。
- ・対象：シーニックバイウェイ北海道の趣旨に賛同し、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全・改善等に資する活動を行う複数の団体で構成される組織（代表者名にて提案）



▲北海道におけるルート一覧



▲シーニックバイウェイ「秀逸な道」15区間

最新情報はここから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_kei/ud49g7000000n0ut.html

お問い合わせ先：北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 TEL: 011-709-2311(内線5442)
建設部 道路計画課 TEL: 011-709-2311(内線5845)

(56) みなとオアシス

かわ・みち・みなとを活用
した賑わいを創出したい

- ・概要：地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を「みなとオアシス」として登録し、地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流するイベントの開催やこれらの来訪者が休憩する場を提供しています。また、地域の観光や交通に関する情報提供や、災害時の地域住民への支援、地域の物産品の販売なども行われています。
- ・対象：◇設置主体：地元自治体、NPO や「みなと」を核としたまちづくりを行っている協議会 等
◇運営主体：NPO、協議会 等



最新情報はこれから→ https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kou_kei/ud49g7000000tn4q.html

お問い合わせ先：北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL: 011-709-2311(内線5635)

(57)北海道 海の駅

- ・概要：地域における相互交流・連携を深め、ネットワークを活用することにより舟艇利用者の利便性向上を目指すと共に、海洋性レクリエーションの普及並びに海洋教育の啓発活動を通して、また地元自治体等との連携により各駅及び地域の活性化に寄与します。
- ・対象：事業の主旨に賛同して海の駅ネットワークに入会し、活動を推進する個人及び団体



最新情報はここから→ <https://www.umi-eki.jp/hokkaido.html>

お問い合わせ先：北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課 TEL:011-290-1012
(海の駅ネットワーク北海道事務局)

(58)北海道マリンビジョン

かわ・みち・みなとを活用
した販わいを創出したい

- ・概要:「北海道マリンビジョン」とは、北海道の水産食料供給基地としての役割を将来にわたり守り育てていくため、活力ある水産業や漁村の目指すべき姿を定めた長期構想です。

漁港を中心とする道内各地域では、本ビジョンの実現に向けて、多様な連携・協働による協議会を組織し、水産業を核とした地域振興方策となる「地域マリンビジョン」を策定し、地域の活性化及び水産業の成長産業化に向けた取組を行っています。

国土交通省北海道局及び北海道開発局は、この地域の取組に必要な情報提供や漁港漁場整備事業の効果的な実施等の面から支援しています。

- ・対象:地方公共団体(市町村)及び漁業協同組合等で構成される協議会



【新ロゴマーク】



【漁港内での移動販売試験出店】



【漁船でのネイチャークルーズ】

最新情報はこちらから→ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/suisan/ud49g7000000ny1b.html>

お問い合わせ先:北海道開発局 農業水産部 水産課 TRL:011-709-2311(内線5579)

観光地域づくりNAVI 2025

(59) 北海道のサイクルツーリズム推進

- ・概要: アジアの中でも特徴的で魅力的な北海道の観光資源を活かしながら、統一的なコンセプトのもとサイクルツーリズムの振興による広域的な周遊観光等の地域振興を実現するための、行政のみならず、観光や自転車等の民間事業者、地域の住民、来訪するサイクリストなど多くの者が想いを共有し協力する中での一體的な取組です。
- ・対象: 市町村、総合振興局・振興局、開発建設部(事務所含む)
民間事業者団体(観光協会、商工会議所等)、自転車関連団体等

■ 自転車走行環境の改善

案内看板によるルートの案内



国道39号 美幌町

路面への通行位置明示



国道237号 南富良野



国道336号 浦幌町

■ 受入環境の整備

路線バスを活用した自転車輸送(稚内)



サイクルラックや修理工具の設置
(道の駅等の立寄施設)



二セコ除雪ステーション



道の駅「摩周温泉」

かわ・みち・みなとを活用
した賑わいを創出したい



■ 情報発信・サイクリストとのコミュニケーション



スポット情報

総合的な満足度 4/5
道の走りやすさ 4/5
全体的に走りやすい道が多く、
景色も最高でした！

評価・意見の投稿 サイクリングマップ
(イメージ)

Webサイトの詳細は下記の二次元
コードよりご確認ください。



コミュニケーションwebサイト
「サイクルルート北海道」へリンク
<https://cycle-hokkaido.jp/>

最新情報はここから→ [https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou kei/splaat000000outuk.html](https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou%20kei/splaat000000outuk.html)

お問い合わせ先: 北海道開発局 開発建設部 道路計画課 TEL: 011-709-2311(内線5368)

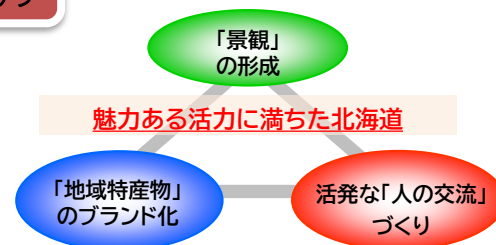
観光地域づくりNAVI 2025

(60)「わが村は美しくー北海道」運動

農山漁村(むら)を
元気にしたい

表彰で
知名度アップ

概要:「わが村は美しくー北海道」運動は、北海道の農林水産業をより「豊かに」、農山漁村がより「美しく」なることをめざし、平成13年度にスタートしました。その活動のひとつとしてコンクールを開催し、道内各地で地域の魅力と活力を高めている地域住民の努力と行動に光をあて、全国に発信しています。



「わが村」運動の取組と成果

第11回コンクール(R5~R6)

大賞 (北海道開発局長表彰)

にじいろファーム【七飯町】

農園や直営所を経営するほか、修学旅行生などの農業体験を受け入れ、次世代の若者達に農業のすばらしさ、楽しさを伝えています。



「白かぶ」の収穫体験

美国・美しい海づくり協議会 / 余別・海HUGくみだい【積丹町】

ウニ殻を利用した藻場再生により、ウニの生産量と品質が向上するなど、循環型再生産に取り組み、持続可能な農業を実践しています。



藻場造成の効果

「わが村」運動参加団体の活動支援

- 各種広報誌での情報提供
- 北海道開発局ホームページ、メールマガジン、SNS等による情報発信



J R北海道車内誌に受賞団体記事を連載

「わが村」運動を広く伝える取組

- パネル展や出前授業でのPR活動



大通B I S S Eのパネル展



農業高校への出前授業



Follow
Me !!



わが村facebook

最新情報はここから→[http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/nou sin/ud49g7000000emhm.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/nou_sin/ud49g7000000emhm.html)

お問い合わせ先: 北海道開発局 農業水産部 農業振興課 TEL: 011-709-2311(内線5685)

観光地域づくりNAVI 2025

(61)「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」

農山漁村(むら)を
元気にしたい

概要 要：「ディスカバー農山漁村の宝」とは、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る取組です。

募集対象：団体向け ビジネス・イノベーション部門(所得向上や雇用を生み出す取組等)
コミュニティ・地産地消部門(地域活動による活性化の取組等)
個人部門 リーダー的な活躍をしている者等

応募期間：未定
(昨年参考)令和6年6月7日(金)～8月9日(金)

受賞体系

グランプリ



優秀賞

ビジネス・イノベーション部門
所得向上や雇用を生み出す取組等
団体向け

優秀賞

コミュニティ・地産地消部門
地域活動による活性化の取組等
団体向け

優秀賞

個人部門
リーダー的な活躍をしている者等
個人向け

(特別賞)

特長の際立つ取組の認知度をさらに向上させるため、選定された地区の中から、特別賞を選定

選定地区の情報発信

「ディスカバー農山漁村の宝」に選定された地区に対しては、特設Webサイト等で活動を紹介するほか、PR動画の制作、交流会、メディア媒体での記事掲載など、全国へ幅広く発信しています。



有識者懇談会委員

農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等	農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等 農山・漁村・水産物・加工品等の振興に貢献する取組等
---	---



「エンタリー募集」

令和6年6月7日(金)～8月9日(金)

「ディスカバー農山漁村の宝」ホームページ
<https://www.discovermuranotakara.com/>



詳細はこちら → <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/discover.html>

お問い合わせ先：農村振興局農村政策部 農村計画課 農村活性化推進室

観光地域づくりNAVI 2025

(62) 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

農山漁村(むら)を
元気にしたい

- ・概要：中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ①中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援(中山間地農業ルネッサンス推進支援)
- ②収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援(元気な地域創出モデル支援)

2. 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業

- ①農村RMOモデル形成支援
 - ア 一般型
むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援
 - イ 活動着手支援型
遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMO形成につなげる取組を支援
- ②農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援

・対象：都道府県、市町村、地域協議会、民間団体

・補助率：定額等



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

「くらしづくり」を推進

最新情報はこちらから→ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html

お問い合わせ先：農林水産省 農村振興局 地域振興課 TEL: 03-3501-8359

観光地域づくりNAVI 2025

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち

(63)地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型及び産業支援型)

- ・概要:農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

農山漁村(むら)を
元気にしたい

1. 地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

2. 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援(※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加)

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能

※再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援

- ・対象:都道府県、市町村、中小企業者、農林漁業者団体等

- ・補助率:(1の事業)1/2等、(2の事業)3/10等

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等



EV車等への給電設備

最新情報はこちら

○農山漁村振興交付金→https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

お問い合わせ先:(1の事業)農林水産省 農村振興局 地域整備課 TEL: 03-3501-0814
(2の事業) 都市農村交流課 TEL: 03-6744-2497

観光地域づくりNAVI 2025

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち (64)地域資源活用価値創出推進・整備事業(農泊推進型)

農山漁村(むら)を
元気にしたい

- 概要: 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進します。

1. 地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)

①農泊推進事業等

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保、農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組等を支援

②広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援

2. 地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型)

①農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援

②農家民泊等における小規模な改修を支援

※地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合の施設整備に対する支援

対象: 地域協議会、民間企業、中核法人等・補助率: 定額、1/2等

公募期間: 2月7日(金)～2月28日(金) ※受付終了

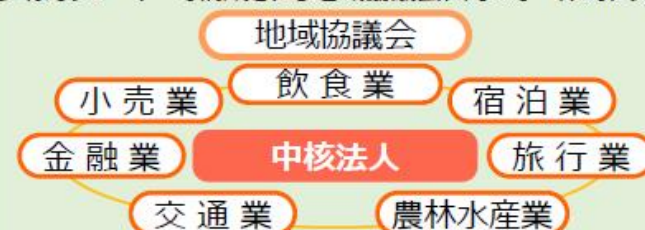
最新情報はこちら

○農山漁村振興交付金→https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

○「農泊」の推進→https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

お問い合わせ先: 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL: 03-3502-0030

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

(65) 手づくり郷土(ふるさと)賞

表彰で
知名度アップ

- ・概要：地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰し、好事例を広く紹介することで、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。
- ・対象：地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、または社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)との共同で応募。



最新情報はここから→<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html>

お問い合わせ先：北海道開発局 開発監理部 開発調整課 TEL: 011-709-2311(内線5470)

(66)自然環境整備交付金(国立公園整備事業・国定公園整備事業)

地域の魅力で
知名度アップ

- ・概要: 国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業(国際化対応、老朽化対策)に対して支援します。
 - 標識や情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
 - 荒廃・老朽化した利用者の多い歩道の再整備など
- ・対象: 都道府県(および市町村(間接補助))
- ・交付限度額: 総事業費の1/2(国定公園等の事業の場合45/100)

歩道再整備の例



最新情報はここから→ <http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/>

お問い合わせ先: 環境省自然環境局 自然環境整備課
北海道地方環境事務所 自然環境整備課

TEL:03-5521-8281(内線6698)
TEL:011-299-1956

(67)環境保全施設整備交付金(長寿命化対策整備事業)

地域の魅力で
知名度アップ

- ・概要: 国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する環境保全施設整備計画に基づく長寿命化を主目的とする整備事業の実施に対して支援します。
○劣化や損傷の防止を図るための施設改修等
- ・対象: 都道府県(および市町村(間接補助))
- ・交付限度額: 総事業費の1/2 (国定公園等の事業の場合45/100)

橋梁改修工事の例



最新情報はこちらから→ <http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/>

お問い合わせ先: 環境省自然環境局 自然環境整備課
北海道地方環境事務所 自然環境整備課

TEL:03-5521-8281(内線6698)
TEL:011-299-1956

観光地域づくりNAVI 2025

(68)生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)

- ・概要:エコツーリズム(ジオツーリズムを含む)に取り組む又は取り組もうとする地域の協議会がエコツーリズム推進全体構想の作成、エコツーリズムに係るルールやプログラムづくり等の活動を行うにあたり、その経費の一部を国が支援します。
- ・対象:多様な主体で構成された地域協議会(市町村の参加は必須)
- ・補助率:国費1/2以内(限度額1,000万円)
- ・公募期間:~~令和7年2月3日(月)～2月28日(金)必着~~※受付終了

観光誘客を
推進したい

エコで
知名度アップ

地元の魅力を
活用したい



最新情報はこちらから→ <http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/index.html> (環境省HP『エコツーリズムのススメ』)

お問い合わせ先:環境省自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 TEL: 03-5521-8271
北海道地方環境事務所 国立公園課 TEL: 011-299-1953

(69)生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)

新たな事業に
取り組みたい

農山漁村(むら)を
元気にしたい

- ・概要: 自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に対し、活動等に必要な経費の一部を国が交付します。
- ・対象: 協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)、地方公共団体、動植物園、民間団体、研究機関等
- ・補助率: 交付率1/2、3/4、定額
- ・公募期間: ~~令和6年2月6日(火)～3月8日(金)~~ ※受付終了
※詳細は公募要領等に記載しております。応募を御検討の際は必ずご確認ください。

最新情報はこちらから→ https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

お問い合わせ先: 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 TEL: 03-5521-9108
北海道地方環境事務所 野生生物課 国立公園課 TEL: 011-299-1954

観光地域づくりNAVI 2025

(70)地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち グリーンスローモビリティの導入促進事業

概要：グリーンスローモビリティ(※)の導入を支援します。

※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

補助率：1／2(車両等導入)

地元の環境を
整備したい

エコで
知名度アップ



最新情報はここから→ <https://rcespa.jp/bussiness/enforcement>

お問い合わせ先：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室 TEL:03-5521-8301
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

観光地域づくりNAVI 2025

(71)地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

概要：(1)LRT及びBRTの車両等の導入を支援します。※BRTについては継続事業のみ
(2)鉄道事業等に先進的な省エネ設備・機器の導入を支援します。

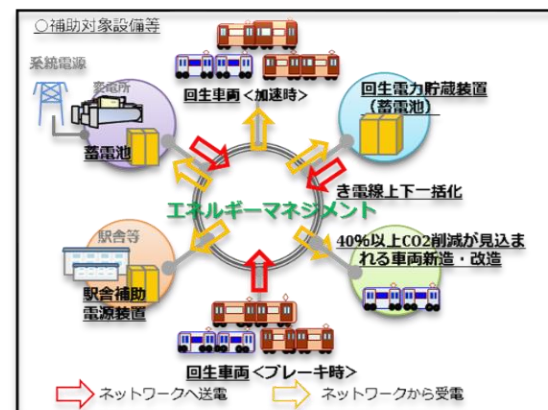
対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

補助率：設備や実施主体により、1/4～1/2

※令和6年度事業の情報です。



LRT・BRT



鉄道事業等の省CO2化

地元の環境を
整備したい

エコで
知名度アップ

まちづくりを
したい

最新情報はこちらから→ <https://rcespa.jp/bussiness/enforcement>

お問い合わせ先：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室 TEL:03-5521-8301
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

観光地域づくりNAVI 2025

エ コ で
知名度アップ

(72)工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業)

概要:(1)宿泊施設を含む工場・事業場のCO₂の削減目標・計画の策定を支援します。

(2)宿泊施設を含む工場・事業場の省CO₂型設備更新を支援します。

(3)企業間で連携したバリューチェーンの脱炭素化に向けた設備更新を促進する、先進的な取組を支援します。

対象:民間事業者・団体

補助率:(1)計画策定:3/4(上限100万円)

(2)設備更新:1/3

※標準事業の場合、上限1億円 ※大規模電化・燃料転換事業の場合、上限5億円

※中小企業事業の場合、以下のうちいずれか低い額(上限5000万円)

i)年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/tCO₂ ii)補助対象経費の1/2

(3)企業間連携先進モデル支援:1/3、1/2(上限5億円)

公募期間:(1)CO₂削減計画策定支援

(令和6年度)二次:令和6年6月7日(金)~8月16日(金)12時必着 ※受付終了

(2)省CO₂型設備更新支援

・標準事業、大規模電化・燃料転換事業

(令和6年度)四次:令和6年9月2日(月)~10月15日(火)12時必着 ※受付終了

・中小企業事業

(令和6年度)五次:令和7年2月20日(木)~3月21日(金)

(3)企業間連携先進モデル支援

(令和6年度)四次:令和6年9月2日(月)~10月15日(火)12時必着 ※受付終了

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、 電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助 ・工場・事業場単位 ・主要なシステム単位 ・設備単位
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引 システムの提供

【主な補助対象設備】



空調設備



給湯器



コージェネ



冷凍冷蔵機器



EMS

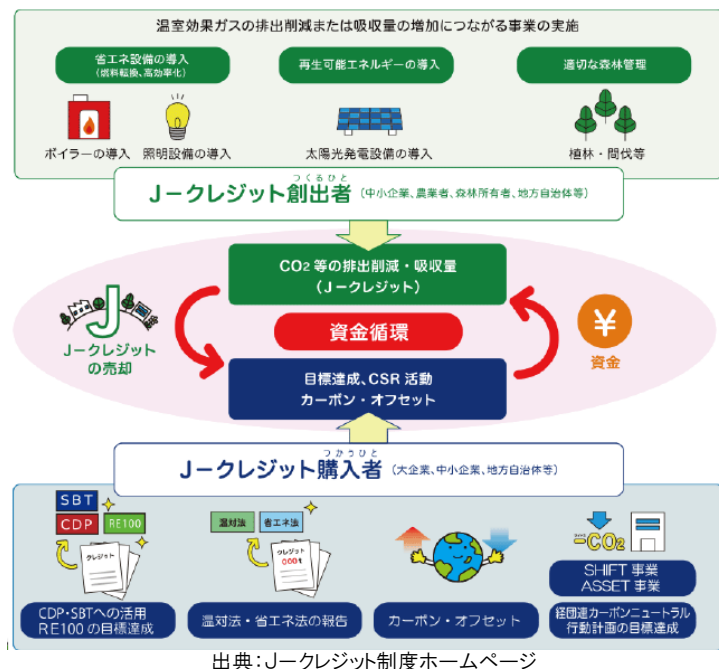
※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

最新情報はこちらから→ <https://shift.env.go.jp/offering/2024fif>
<https://shift.classnk.or.jp/>

お問い合わせ先:環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室 TEL:011-299-2460

(73)カーボン・オフセットの実施による地域の魅力づくり

- 概要：J-クレジットとは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。企業活動や地域のイベント開催時に排出されるCO₂等を、J-クレジット制度を活用してオフセット(埋め合わせ)することにより、環境対策や地域活性化、付加価値の向上につなげることができます。



最新情報はここから→

<https://japancredit.go.jp>



・オフセットの事例

・洞爺湖温泉観光協会

オフセット内容：洞爺湖ロングラン花火大会等をオフセット
利用クレジット：洞爺湖温泉利用協同組合創出クレジット



・TOYAKOマンガ・アニメフェスタ



・サマーフェスタ



・洞爺湖ロングラン花火大会

・さっぽろホワイトイルミネーション

オフセット内容：イベント実施に伴うCO₂排出量をオフセット
利用クレジット：複数の道内創出プロジェクトより提供



お問い合わせ先：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課
北海道地方環境事務所 環境対策課

TEL: 011-709-1754 (直通)
TEL: 011-299-1952 (直通)

観光地域づくりNAVI 2025

(74)地域づくり総合交付金(観光レクリエーション振興事業)

- ・ 概要 : 市町村等が行う観光振興に資する事業に対し支援する。
- ・ 対象者 : ○市町村、一部事務組合、広域連合(ハード・ソフト共通)
○複数の市町村で構成する協議会、団体(非営利)(ソフトのみ)
- ・ 対象事業 : ○観光レクリエーション基盤施設整備事業(ハード)
 - ・市町村等が実施する施設整備事業○観光業の振興に関する事業(ソフト)
 - ・イベント開催事業、広報普及事業、人材育成事業
 - ・調査研究事業、計画策定事業 等
- ・ 補助率 : 1/2以内
- ・ 上限・下限 : ○ハード事業 上限額: 単一市町村1億円、一部事務組合・広域連合2億円
下限額: 単一市町村、一部事務組合・広域連合500万円
○ソフト事業 上限額: 単一市町村500万円、複数の市町村で構成する協議会等1,000万円
団体(非営利)300万円
下限額: 単一市町村、一部事務組合・広域連合・複数の市町村で構成する協議会等50万円、団体(非営利)10万円
- ・ 公募期間 : 令和6年7月下旬～8月下旬(令和6年度分は受付終了)

地元の環境を整備したい

観光誘客を推進したい

地域の魅力で知名度アップ

地元の魅力を活用したい

地元の人を育てたい

詳細はこちら → <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html>

お問い合わせ先 : 北海道総合政策部地域創生局地域政策課(011-206-6404)

観光地域づくりNAVI 2024-2025

(75) JNTOによる主なインバウンド取組支援メニュー



必要な情報を入手したい

特定の国の市場動向を知りたい

訪日インバウンド市場別情報ページをご覧ください

訪日インバウンドに関する基礎情報等を公開しています。

取組の参考になる助言や情報がほしい

地域インバウンド促進ページをご覧ください

地域の取組事例、JNTOや有識者の知見やノウハウ、事業・セミナーの案内、デジタルマーケティングに関するガイドライン等を掲載しています。

ご質問については、[お問合せフォーム](#)よりご連絡ください。

受入環境整備等観光地域づくりについて相談したい

観光庁観光地域振興課・地方運輸局観光部までご相談ください。

プロモーションを実施したい

JNTOのメディアで情報発信したい

地域コンテンツの情報発信

○Japan's Local Treasures/ Experiences in Japan

地域の観光コンテンツを募集し、JNTOグローバルサイト等で発信します。
※募集対象は自治体・DMOに限定



デジタルマーケティング支援（有償）

○ウェブマガジン記事広告

認知度向上につながる記事を作成し、多言語でウェブサイトから情報発信します。

○デジタル広告

JNTOの蓄積データを活用したデジタル広告を展開します。

海外で誘致活動を行いたい

海外での活動支援（有償）

○海外旅行会社招請の支援

訪日ツアーを造成する可能性の高い有力旅行会社のキーパーソンを選定し、実施後にツアー造成の可否等をヒアリングします

○海外メディア招請者選定協力

現地の有力メディア関係者をご紹介します

○海外旅行会社セールス活動の支援

的確な訪問相手の選定やアポイントの取得にご協力します

○海外のセミナー・商談会への集客支援

旅行会社の参加者選定や集客へのご協力、運営へのアドバイス、案内状発送等を実施します

上記の他、JNTOでは地域のインバウンド事業を支援する[会員サービス](#)をご提供しております。世界主要都市にある海外事務所のネットワークを生かし、海外へのPRによる施設やサービスの認知度向上、海外セールスによるネットワーク構築、また、訪日旅行市場に関する情報収集などをサポートします。詳しくは[こちら](#)

お問い合わせ先：日本政府観光局（JNTO） 地域連携部 地域プロモーション連携室
TEL：03-5369-3337、E-mail：action@jnto.go.jp

観光地域づくりNAVI 2025

